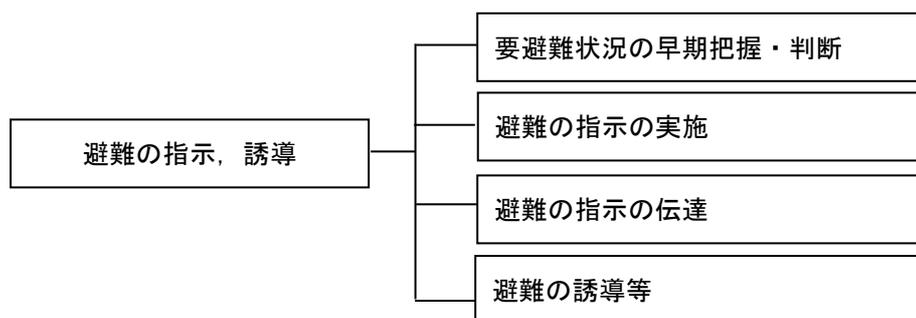


## 第6節 避難の指示, 誘導

風水害時の出水や土砂災害等の発生に際して、危険があると認められる場合、関係法令に基づくそれぞれの避難指示権者は、関係する地域の住居者、滞在者その他の者に対し、時期を失しないよう立退きを指示する等の措置をとる必要が生じる。

このため、特に、市長は、避難措置実施の第1次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、適切な避難措置を講ずるものとする。



### 第1 要避難状況の早期把握・判断

〔実施責任：危機管理課、指宿南九州消防組合、指宿警察署、関係機関等〕

#### 1 要避難状況の把握活動の早期実施

災害の危険のある場合、必要と認められる地域の住居者、滞在者その他の者に対し、立退きを指示する等の避難措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時期を失しないよう必要な措置をとらなければならない。

市長は、避難措置実施の第1次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講ずるため、避難を要する地域の実態の早期把握に努め、迅速・確実な避難対策に着手できるようにする（本章第2節「災害情報・被害情報の収集・伝達」を参照）。

また、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、指示等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

#### 2 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、市の被災地域の情報収集を踏まえ、避難対策の要否を判断する。

##### (1) 河川災害からの避難の実施

気象・降雨状況によって、河川出水による浸水等の被害が生ずる地域も予想されるため、当該地域の住民が適切な避難活動が実施できるよう、市・消防本部その他は、警報発表以降着手する警戒活動により、地域の状況を的確に把握し、避難指示の伝達及び注意喚起広報を早期に実施し、住民の避難活動を補完する。

## (2) 斜面災害防止のための避難対策

本市の土壌等の特質から、急傾斜地等崩壊危険性の高い地域等における斜面崩壊からの避難等が想定される。市・消防本部その他は、警戒活動により斜面状況を把握し、被災地域の被害実態に応じて、避難の必要性を判断し、混乱防止措置と合わせて、必要な対策を講ずるものとする。

## 第2 避難指示の実施

〔実施責任：危機管理課，避難指示権限者〕

### 1 避難指示等の発令

(1) 市は防災気象等を十分に把握し、危険と認められる場合には、住民等に対して避難指示等を発令するとともに適切な避難誘導を実施する。

(2) 市は避難指示等を発令する際には、居住者等が自らとるべき行動を直感的に理解しやすいものとするため、避難指示等に対応する警戒レベルや発令の対象者を明確にするとともに、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動が分かるように伝達する。

なお、警戒レベルは降水及び内水氾濫、土砂災害、高潮について発表する。

(避難指示等の区分並びに避難指示等の区分に対応した警戒レベル及び居住者等に求められる行動は表「避難指示等の区分・警戒レベル・居住者等に求められる行動」のとおり)

(3) 指定行政機関、指定地方行政機関及び県は市から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時機等について助言するものとし、県は時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市に積極的に助言するものとする。

(4) 国土交通省又は県は、市から求めがあった場合には、避難指示（土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合におけるものに限る。）の解除対象地域、判断時機等について助言する。

(5) 市は避難指示又はその解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

【避難指示等の区分・警戒レベル・居住者等に求められる行動】

区 分	警戒レベル	居住者等に求められる行動
緊急安全確保	警戒レベル5	○発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ○居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保 ・ 指定緊急避難場所等への立ち退き避難をすることがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
避難指示	警戒レベル4	○発令される状況：災害のおそれ高い ○居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・ 危険な場所から全員避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。
高齢者等避難	警戒レベル3	○発令される状況：災害のおそれあり ○居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・ 高齢者等は危険な場所から避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。 ※ 避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者。 ・ 高齢者等以外の人にも必要に応じ、避難の準備をしたり自主的に避難するタイミングである。例えば地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等には、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
大雨・洪水・高潮 注意報	警戒レベル2	○発令される状況：気象状況悪化 ○居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
早期注意情報	警戒レベル1	○発令される状況：今後気象状況悪化のおそれ ○居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・ 防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

2 市の実施する避難措置

(1) 避難者に周知すべき事項

市の区域内において災害の危険がある場合、必要と認める地域にある居住者・滞在者その他の者に対し避難措置を実施する。避難の指示を行う場合は、状況の許す限り、次の事項を避難者に徹底するように努める。

- ア 避難すべき理由（危険の状況）
- イ 避難の経路及び避難先
- ウ 避難先の給食及び救助措置
- エ 避難後における財産保護の措置

## オ その他

### (2) 避難対策の通報・報告

ア 避難措置を実施しようとするときは、当該現場にある警察官・海上保安官等のほか、指定緊急避難場所等の管理者又は占有者にあらかじめ必要な事項を通報する。

イ 避難措置を実施したときは、すみやかにその内容を知事等（南薩支部，危機管理防災課）に報告しなければならない。

ウ 避難の必要がなくなったときは、その旨を公示しなければならない。

エ 市は、避難措置の実施に関し「市地域防災計画」に、次の事項を定めておかななければならない。

(ア) 避難措置に関する関係機関の連絡方法

(イ) 避難措置を実施する区域別責任者（市職員等の氏名）

(ウ) 避難の伝達方法（特に、要配慮者に配慮する。）

(エ) 各地域ごとの指定緊急避難場所，指定避難所及び避難方法

(オ) その他の避難措置上必要な事項

### (3) 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

## 3 警察官、海上保安官及び自衛官の行う避難措置

### (1) 警察官又は海上保安官による避難のための立退きの指示（災害対策基本法第 61 条）

警察官又は海上保安官は、市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき又は市長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

この場合、当該指示をしたときは、直ちに市長に指示した日時、居住者等、立退き先を通知しなければならない。

### (2) 警察官による避難等の措置（警察官職務執行法第 4 条による）

警察官は、前記 1 の避難の指示のほか、警察官職務執行法第 4 条の規定により、極めて危険な状態が切迫するなど特別な状況下においては、被害を受ける者に対し避難の措置をとることができる。

この場合においては、公安委員会に報告しなければならない。

### (3) 警察官又は海上保安官による警戒区域の設定（災害対策基本法第 63 条第 2 項）

警察官又は海上保安官は、市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行う市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域の設定を行うことができる。この場合において、警察官又は海上保安官は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

### (4) 自衛官の行う避難措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行う市の吏員がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び

退去命令を行うことができる。

この場合において、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

#### 4 県の実施する避難措置

##### (1) 知事による避難の指示等の代行

知事は県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により、市町村がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立ち退きの指示に関する措置の全部または一部を当該市町村に代わって実施するものとする。

##### (2) 市町村が行う避難誘導等の指導・応援協力

災害が発生した場合、現地に派遣された県職員は、市町村の行う避難誘導が円滑に行われるよう次の措置をとる。

ア 管内市町村の避難指示の状況を把握し、県本部連絡班に報告する。

イ 市町村から資機材、人員の提供等協力要請があった場合、必要な応援を行う。

#### 5 病院・社会福祉施設等における避難措置

病院・社会福祉施設等の施設管理者は、入院患者、来診者、施設入所者等の避難に際して、秩序が乱れて混乱することのないよう、以下の要領で避難対策を実施する。

##### (1) 避難体制の確立

病院・社会福祉施設等の管理者は、災害が発生した場合を想定し、あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等にしがいがい、迅速かつ的確な避難対策を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導に十分配慮した避難体制を確立する。

また、社会福祉施設や病院等の管理者は、市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制を確立する。

##### (2) 緊急連絡体制等の確立

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害に備え整備されている消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置や緊急時における情報伝達手段を活用するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制を強化する。

#### 6 駅、大型スーパー等不特定多数の者が出入りする施設の避難措置

##### (1) 避難体制の確立

施設管理者は、災害が発生した場合を想定し、あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等にしがいがい、迅速かつ的確な避難対策を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡の確保や入所者等の安全な避難誘導等に十分配慮した避難指導を実施する。

また、施設管理者は、市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時対応を実施する。

## (2) 緊急連絡体制等の確立

施設管理者は、災害に備え整備されている消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置や緊急時における情報伝達手段を活用するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制をとる。

## 7 学校・教育施設等における避難措置

児童・生徒の避難措置については、秩序が乱れて混乱することのないよう、管理者が常に検討考慮した安全な方法により実施する。

### (1) 在校時の市立学校の児童生徒の避難対策

#### ア 避難の指示等の徹底

(ア) 教育長の避難の指示等は、市長等の指示により行うほか、安全性を考慮して、早期に実施する。

(イ) 教育長は、災害種別、災害発生の時期等を考慮し危険が迫っている学校から順次避難指示を行う。

(ウ) 教育長は、災害の種別、程度を速やかに校長に通報し、必要な避難措置を取らせる。

(エ) 校長は、教育長の指示のもとに、又は緊急を要する場合は臨時に、児童生徒を安全な場所に避難させる。

(オ) 児童生徒の避難順位は、低学年、疾病、身体障害者等を優先して行う。

(カ) 避難が比較的長期にわたると判断されるときは、避難指示の段階において児童生徒をその保護者のもとに誘導し、引き渡す。

(キ) 学校が市地域防災計画等に定める指定緊急避難場所等に指定されている場合等で、児童生徒の保護者が学校に避難してきた場合は、児童生徒をその保護者に引き渡す。

(ク) 児童生徒が学校の管理外にある場合には、校長は状況を判断して臨時休校の措置を講ずるものとする。

#### イ 避難場所の確保

教育長は、市地域防災計画その他を考慮し、災害種別、程度に応じた各学校の避難場所を選定し、避難させる。

### (2) 在校時の県立高等学校及び特別支援学校の児童生徒の避難対策

#### ア 避難の指示等の徹底

(ア) 学校の所在地の市長等の指示による避難の指示等に従う。

(イ) 校長は、緊急を要する場合は、速やかに状況を判断し、児童生徒を安全な場所に避難させる。

(ウ) 児童生徒の避難順位は、低学年、疾病、身体障害者等を優先して行う。

(エ) 避難が比較的長期にわたると判断されるときは、児童生徒を安全な場所に避難させる。

(オ) 学校が市地域防災計画等に定める指定緊急避難場所等に指定されている場合等で、児童生徒の保護者が学校に避難してきた場合は、児童生徒をその保護者に引き渡す。

(カ) 児童生徒が学校の管理外にある場合には、校長は状況を判断して臨時休校の措置を講ずるも

のとする。

#### イ 避難場所の確保

校長は、市地域防災計画その他を考慮し、災害種別、程度に応じた各学校の避難場所を選定し、避難させる。

### 8 車両等の乗客の避難措置

- (1) 災害時の車両等の乗客に対する避難措置は、それぞれの乗務員の指示により迅速かつ的確を期する。
- (2) 天災その他の理由により、輸送の安全を確保できない場合は、当該車両の乗務員は、すみやかに当該車両等を停車させた地域の市長に対し、避難措置等について必要な協力の要請を行う。

## 第3 避難の指示の伝達

〔実施責任：危機管理課，指宿警察署，第十管区海上保安本部，自衛隊，関係機関等〕

### 1 市長による避難指示等の伝達

#### (1) 避難計画にもとづく伝達

市長は、市地域防災計画の避難計画において予め定められた避難の指示の伝達系統及び伝達要領にしたがって、危険地域の住民に周知・徹底を図る。

#### (2) 災害状況に応じた伝達

避難の指示は、避難を要する状況を的確に把握したうえで、住民への周知を最も迅速で確実に・効果的に周知・徹底できるよう、市が保有する情報伝達手段を用い、以下の方法により伝達する。

なお、情報伝達に当たっては、複数の伝達手段等を用い、確実に伝達する。

ア 同報無線等無線施設を利用した伝達

イ あらかじめ定められた伝達組織を通じての直接口頭及び拡声器による伝達

ウ サイレン及び警鐘による伝達

エ 広報車からの呼びかけによる伝達

オ 緊急速報（エリアメール等）

カ 告知放送

キ Lアラート（災害情報共有システム）テレビ，ラジオ，インターネット（市ホームページ，ツイッター，フェイスブック等のソーシャルメディア，ポータルサイト，鹿児島県防災Web），携帯電話（防災アプリ，緊急速報メールを含む。），有線方法，電話，特使等の利用による伝達

#### (3) 伝達方法の工夫

市長は、伝達に当たっては、予め作成した例文の使用，放送前のサイレンの吹鳴，緊急放送モードの使用などにより、住民に迅速・確実に伝達する。

### 2 関係機関等による避難の指示の伝達

警察官，海上保安官及び自衛官等による避難に際しては、各々の機関が有する伝達手段を効果的

に活用するとともに、市の情報伝達手段による避難の広報活動と連携を図るものとする。

また、学校・教育施設、駅、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設、病院・社会福祉施設等の管理者は、各々の消防計画等に定めた避難計画にしたがい、各種広報施設等を利用して、必要な情報を関係者に周知・徹底し、避難措置を講ずる。

## 第4 避難の誘導等

〔実施責任：危機管理課，教育委員会，指宿警察署，施設管理者，関係機関等〕

### 1 地域における避難誘導等

#### (1) 避難誘導の実施

市は、災害時に河川出水、斜面崩壊等が予想され、地域に避難の指示をした場合で、避難者の誘導を行う必要がある場合、以下の方法で避難の誘導體制を確立し、安全かつ迅速な避難誘導を実施するよう努める。

#### ア 避難誘導體制の確立

- (ア) 避難場所が比較的遠距離であり、かつ避難に危険が伴う場合等は、避難のための集合場所、自主防災組織や消防団員等の中から誘導責任者を定め、できるだけ集団で避難する。
- (イ) 緊急を要する避難の実施にあたっては、特に誘導責任者・誘導員が十分な連絡のもとに強い意志をもって誘導にあたり、住民及び群衆が混乱に陥らず、安全に避難できるようにすることに努める。

#### イ 避難経路

- (ア) 避難誘導に先立ち、災害の種類・危険地域別にあらかじめ定めておいた避難場所への避難経路の周知・徹底を図る。
- (イ) 災害時に避難経路を選択するにあたっては、周辺の状況を検討し、浸水や斜面崩壊、地すべり等の恐れのある危険箇所を避ける。

#### ウ 避難順位

- (ア) 災害時の避難誘導は、原則として、高齢者や障害者等の要配慮者を優先して行う。
- (イ) 浸水や斜面崩壊などの災害に際しては、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先するよう努める。

#### エ 携帯品の制限

- (ア) 携帯品は、必要最小限の食料、衣料、日用品、医薬品等とする。
- (イ) 避難が比較的長期にわたるときは、避難中における生活の維持に役立てるため、さらに携帯品の増加を考慮する必要があるが、その数量は災害の種別、危険の切迫性、避難所の距離、地形等により決定しなければならない。

#### オ 危険防止措置

- (ア) 避難場所等の開設に当たって、市長は、避難場所等の管理者や専門技術者等の協力を得て、二次災害のおそれがないかどうかを確認する。
- (イ) 避難経路の危険箇所には、標識、なわ張等をしたり、誘導員を配置するなど危険防止に努め

る。

(ウ) 避難者は、携帯品を最小限とし、行動の自由を確保し、夜間に当たっては、特に誘導者を配置し、その誘導に従うようにする。

## (2) 自主避難の実施

豪雨等により災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心掛けるものとする。

災害の種類	兆 候
がけ崩れ	(1) がけに亀裂ができる。 (2) がけから水がわいてくる。 (3) 小石がパラパラと落ちてくる。
地すべり	(1) 地下水の変化が前兆となることが多いため、池や沼の水が急に増えたり減ったりする。また、井戸水が濁ったりする。 (2) 地面にひび割れができる。 (3) 地面の一部が落ち込んだり 盛り上がったたりする。
土石流	(1) 立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨れきの流下する音が聞こえる場合。 (2) 溪流の流水が急に濁りだした場合や、流木が混ざりはじめた場合。 (3) 降雨が続いているにもかかわらず、溪流の水位が急激に低下しはじめた場合（上流で崩壊が発生し、流れがせき止められているおそれがあるため。）

## (3) その他避難誘導にあたっての留意事項

### ア 要配慮者の事前の避難誘導・移送

地域に居住する要配慮者の避難誘導にあたっては、事前に把握された要配慮者の実態に応じて定められた避難誘導方法に基づき実施する。

特に、避難行動要支援者に対しては、自主防災組織等の協力を得るなどして地域ぐるみで安全確保を図るほか、状況によっては、市が車両、船舶等を手配し、一般の避難施設とは異なる介護機能を備えた福祉施設等に事前に移送するなどの措置をとる。

### イ 避難が遅れた者の救出・収容

避難が遅れた者を救出する場合、市において処置できないときは、直ちに県又はその他の機関に援助を要請し、状況に応じて救出、避難施設への収容を図る。

## 2 病院・社会福祉施設等における避難誘導

病院・社会福祉施設等の管理者は、事前に定めた避難計画により、避難誘導体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等にしながら、入院患者、来診者、施設入所者等の避難誘導を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や入所者の状況に十分考慮した避難誘導を実施する。

## 3 駅、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設の避難誘導

駅、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設の管理者は、施設職員の任務の分担、動員計画、

緊急連絡体制などにしたが、避難誘導體制を早急に確立し、施設利用者等の避難誘導を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や施設利用者の状況に十分考慮した避難誘導を実施する。

#### 4 学校・教育施設等における避難誘導

##### (1) 在校時の学校の児童生徒の避難誘導

ア 教育長のとった避難誘導措置に関する各学校への通報・連絡は、あらかじめ整備されている連絡網を用い、迅速かつ確実に行う。

イ 校長は、概ね次の方法で避難誘導を安全かつ迅速に行うよう努める。

(ア) 災害種別に応じた避難指示等の伝達方法

(イ) 避難場所の指定

(ウ) 避難順位及び避難場所までの誘導責任者

(エ) 児童生徒の携行品

(オ) 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画

ウ 危険な校舎、高層建築等の校舎においては、特にあらかじめ非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるよう確認し、危険防止措置を図る。

エ 災害が学校内又は学校付近で発生した場合校長は速やかに関係機関に通報する。

オ 災害の種別、程度により児童生徒を家庭に帰宅させる場合は、次の方法による。

(ア) 各集落の担当教師の誘導を必要とする場合は、集落ごとに安全な場所まで誘導する。

(イ) 集落ごとに児童生徒を集団下校させる場合は、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険な橋、堤防）の通行を避ける。

カ 児童生徒が家庭にある場合における臨時休校の通告方法、連絡網を児童生徒に周知徹底させる。

##### (2) 県立高等学校及び特別支援学校の児童生徒の避難誘導

ア 通報・連絡は、あらかじめ整備されている連絡網を用い、迅速かつ確実に行う。

イ 校長は、概ね次の事項について計画し、避難誘導を安全かつ迅速に行うように努める。

(ア) 災害種別に応じた避難指示等の伝達方法

(イ) 避難場所の指定

(ウ) 避難順位及び避難場所までの誘導責任者

(エ) 児童生徒の携行品

(オ) 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画

ウ 危険な校舎、高層建築等の校舎においては、特にあらかじめ非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるよう確認し、危険防止措置を図る。

エ 災害が学校内又は学校付近で発生した場合、校長は速やかに関係機関に通報する。

オ 災害の種別、程度により児童生徒を帰宅させる場合は、次の方法による。

(ア) 各集落の担当教師の誘導を必要とする場合は、集落ごとに安全な場所まで誘導する。

(イ) 集落ごとに児童生徒を集団下校させる場合は、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険な橋、堤防）の通行を避ける。

カ 児童生徒が家庭内にある場合における臨時休校の通告方法、連絡網を保護者・児童生徒に周知

徹底させる。

## 第7節 救助・救急

風水害等では、土砂崩れ、洪水、冠水等による被害の可能性が危惧され、多数の救助、救急事象が発生すると予想される。

このため、各関係機関は、迅速かつ的確な救助・救急活動を実施する。また、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

なお、市は、救助・救急を実施する各関係機関に対して、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるよう要請するものとする。



### 第1 救助、救急活動

〔実施責任：指宿南九州消防組合、指宿警察署、第十管区海上保安本部、自衛隊、  
国保介護課、健康増進課、関係機関〕

#### 1 市、関係機関等による救助・救急活動

関係機関名	項目	活動内容
市 (消防機関を含む)	救助・救急活動	(1) 活動の原則 救助・救急活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。 (2) 出動の原則 救助・救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出するものとし、救助を伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。 ア 延焼火災が多発し、多数の救助、救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。 イ 延焼火災は少ないが、多数の救助、救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。 ウ 同時に小規模な救助、救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する エ 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先。
	救急搬送	(1) 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先する。なお、搬送に際しては、所轄消防本部、医療救護班等の車両のほか、必要に応じ県消防・防災ヘリコプターや自衛隊のヘリコプターにより行う。 (2) 救護所等からの後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。

関係機関名	項目	活動内容
市 (消防機関を含む)	傷病者多数発生時の活動	(1) 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救助所を設置し、救助隊、医療救護班と密接な連携を図り、効果的な救助活動を行う。 (2) 救助能力が不足する場合は、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。
警察機関		(1) 救出地域の範囲や規模に応じ、県警察本部救助隊、警察署救助隊を編成し、救出する。 (2) 救出活動は、生き埋め等の多発地帯及び病院、学校、興行場等多人数の集合する場所等を重点に行う。 (3) 救助した負傷者は、応急処置を施したのち、医療救護班に引き継ぐか、車両、警察用航空機、警察用船舶等を使用して速やかに医療機関に収容する。救助した (4) 救出活動は、市を始め関係機関と連絡を密に協同して行う。
海上保安本部		(1) 海難船舶や高潮等により沿岸において遭難した人等の捜索、救助を行う。 (2) 救出活動は、市をはじめ関係機関と連絡を密にして行う。
自衛隊		(1) 必要に応じ、又は知事等の要請に基づき救出活動を行う。 (2) 救出活動は、市をはじめ関係機関と連絡を密に協同して行う。

## 2 住民及び自主防災組織による救助、救急活動

住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助、救急活動を行うとともに、救助、救急活動を行う関係機関に協力するよう努める。

## 第2 救助・救急用装備・資機材の調達

〔実施責任：第十管区海上保安本部、自衛隊、国保介護課、健康増進課、指宿南九州消防組合、指宿警察署〕

### 1 救助・救急用装備・資機材の調達

- (1) 初期における救助、救急用装備・資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ整備・保有しているものを活用する。
- (2) 救助、救急用装備・資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者からの借入れ等を図り、救助活動に万全を期する。
- (3) 倒壊家屋等からの救出に必要な重機等について、あらかじめ定めた協定等に基づき民間業者から調達する。
- (4) 搬送する重傷者が多数で、消防本部、医療救護班等の車両が不足する場合は、住民及び自主防災組織の協力を得て、民間の車両を確保する。  
(車両の確保については、第2章第9節「緊急輸送」参照)

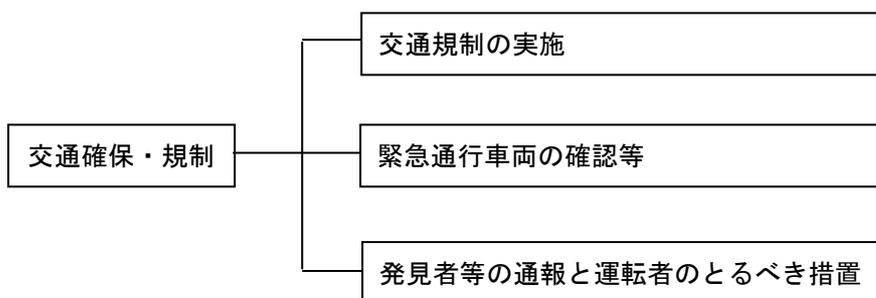
### 2 救急車・救助工作車の配備状況

指宿南九州消防組合（指宿市管内）高規格救急車4台、救助工作車2台（令和3年4月1日現在）

## 第8節 交通確保・規制

災害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し緊急輸送等の支障が予想される。また、海上においても海上輸送や航路障害等の発生が予想される。

このため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保する。



### 第1 交通規制の実施

〔実施責任：土木課，耕地林務課，指宿警察署，第十管区海上保安本部，自衛隊〕

#### 1 交通規制の実施方法

実施者	実施の方法
道路管理者	道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見通報により承知したときは、速やかに必要な規制を行う。
警察機関	<p>(1) 交通情報の収集 警察本部は、航空機、オートバイその他の機動力を活用し、交通情報の収集を行い、交通規制の実施を判断する。 また、隣接警察署等と連携を密にし、交通情報の収集を行う。</p> <p>(2) 交通安全のための交通規制 災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見したとき、若しくは通報により承知したときは、速やかに必要な交通規制を行う。</p> <p>(3) 緊急通行車両の通行確保のための交通規制 県公安委員会は、被災者の輸送、被災地への緊急物資の輸送等を行う緊急通行車両の通行を確保するため、必要があると認めるときは、次の処置を行う。 ア 交通が混雑し、緊急直行の円滑を阻害している状況にあるときは、区域又は道路の区開を指定して一般車両の通行を制限し、又は緊急の度合に応じて車両別交通規制を行う。 イ 被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、区域又は道路の区開を指定して、被災地周辺の警察等の協力により、また必要に応じ警察災害派遣隊の出動を要請して、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。</p> <p>(4) 警察官の措置命令等 ア 警察官は、通行禁止又は制限に係る区域又は区開において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両等の所有者等に対し必要な措置をとることを命ずることができる。</p>

	イ アの措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき，又はその命令の相手方が現場にいないため，当該措置を命ぜることができないときは，警察官は自ら当該措置をとることができる。
自衛官又は 消防吏員	自衛官又は消防吏員は，警察官がその場にはいない場合に限り，自衛隊用又は消防用緊急車両の通行を確保するため，上記（４）のイ，アの措置をとることができる。
港湾管理者 及び 海上保安本部	海上において，災害応急対策の遂行あるいは航路障害のため船舶交通を規制する必要があるときは，港湾管理者は，港長，第十管区海上保安本部（海上保安部署を含む）と緊密な連携を保ち，所轄業務を通じ相互に協力して交通の禁止，制限区域の設定，危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等を行う。

## 2 道路管理者と警察機関の相互連絡

道路管理者と警察機関は相互に密接な連絡をとり，交通の規制をしようとするときは，あらかじめ規制の対象，区間，期間及び理由を道路管理者にあっては警察機関へ，警察機関にあっては道路管理者へそれぞれ通知する。ただし，緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは，事後においてこれらの事項を通知するものとする。

## 3 迂回路等の設定

実施者は，道路の損壊又は緊急通行車両の通行確保等のため，交通規制を実施した場合，適当な迂回路を設定し，必要な地点に標示する等によって一般交通にできる限り支障のないように努める。

## 4 規制の標識等

実施者が規制を行った場合は，それぞれの法令の定めるところにより規制の標識を設置する。ただし，緊急な場合等又は標識を設置することが困難又は不可能なときは，適宜の方法により，とりあえず交通規制をしたことを明示し，必要に応じ警察官等が現地において指導にあたるものとする。（規制の標識は様式１）

なお，防災訓練のための交通規制を行う際にも規制の標識を設置するとともに，必要に応じ警察官等が現地において指導にあたるものとする。（規制の標識は様式２）

## 5 規制の広報・周知

実施者が規制を行った場合は，関係機関に通知するとともに防災行政無線及び報道機関等を通じて一般住民に周知徹底させる。

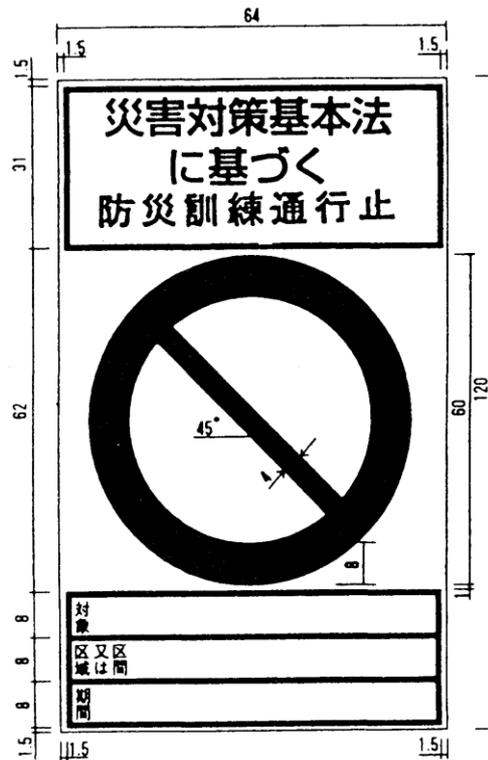
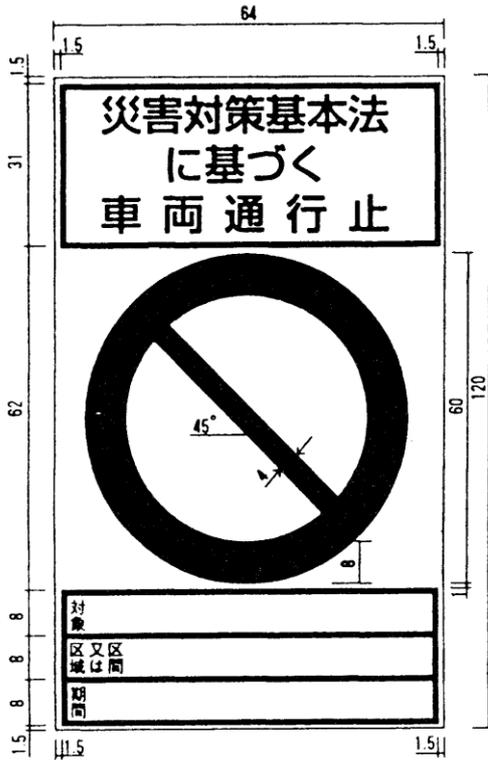
## 6 規制の解除

交通規制の解除は、実施者が規制解除の判断をし、通行の安全を確保した後、速やかに行い、指宿警察署長に通知するとともに防災行政無線等を通じ市民へ周知する。

### 【規制の標識等】

様式 1 災害用

様式 2 訓練用



### 備考

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸1の2倍まで拡大し、又は図示の寸1の2分の1まで縮小することができる。

## 第2 緊急通行車両の確認等

[実施責任：危機管理課，指宿警察署]

### 1 緊急通行車両の確認

#### (1) 緊急通行車両確認証明書の申請

車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車を除く、災害応急対策の的確かつ円滑な実施の

ため、その通行を確保することが特に必要な車両)を使用しようとする者は、県(危機管理課及び南薩地域振興局)、警察本部又は指宿警察署に、緊急通行車両確認証明書の申請をするものとする。

(2) 確認対象車両

確認対象車両は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有する車両等で、災害対策基本法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策を実施するために用いる車両とする。

(3) 緊急通行車両確認証明書の交付

申請を受けた県(危機管理課)、警察本部又は指宿警察署は、緊急通行車両であることを確認したときは、標章及び証明書を交付する。

(標章及び証明書は、様式 3 及び様式 4)

(4) 標章及び証明書の提示

交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい場所に提示する。

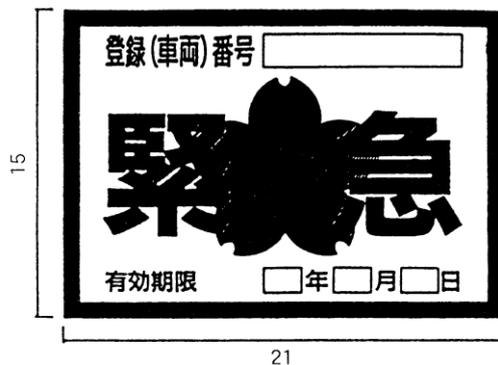
なお、証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときはこれを提示する。

## 2 緊急通行車両の事前届出・確認

緊急通行車両の事前届出制度を活用し、確認手続きの事務の省力化・効率化を図り、災害応急活動が迅速かつ的確に行えるようにしておく。

(緊急通行車両の事前届出・確認については、第 2 部第 2 章第 7 節「交通確保体制の整備」参照)

### 様式 3 標章



#### 備考

- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式4 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日	
<p><b>緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書</b></p> <p>知 事 <span style="float: right;">(印)</span></p> <p>公安委員会 <span style="float: right;">(印)</span></p>			
番号標に標示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名			
使用者	住所	( ) 局 番	
	氏名		
通行日時			
通行経路		出 発 地	目 的 地
備 考			

備 考 用紙は、日本工業規格A5とする。

### 第3 発見者等の通報と運転者のとるべき措置

[実施責任：耕地林務課，土木課，危機管理課，指宿警察署]

#### 1 発見者等の通報

災害時に道路，橋梁の交通施設の危険な状況，また交通が極めて混乱している状況を発見した者は，速やかに市長又は警察官に通報するものとする。通報を受けた警察官は，その旨を市長に通報，市長はその経路を管理する道路管理者又は指宿警察署に通報するものとする。

#### 2 災害発生時における運転者のとるべき措置

(1) 土砂崩れ等の災害や大規模な車両事故等が発生したときは，車両の運転者は次の措置をとらなければならない。

ア 走行中の場合は，次の要領により行動すること。

(ア) できるかぎり安全な方法により車両を道路の左側に停車させること。

(イ) 停車後は，カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し，その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

(ウ) 車両を置いて避難するときは，できる限り路外に停車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは，道路の左側に寄せて停車させ，エンジンを切り，エンジンキーは付けたままとし，窓を閉め，ドアロックはしないこと。

イ 避難のために車両を使用しないこと。

(2) 道路の通行禁止等が行われたときは，通行禁止等の対象とされている車両の運転者は，次の措置をとらなければならない。

ア 区域又は道路の区開に係る通行禁止等が行われた場合は，当該車両を速やかに当該道路の区開以外又は道路外の場所へ移動すること。

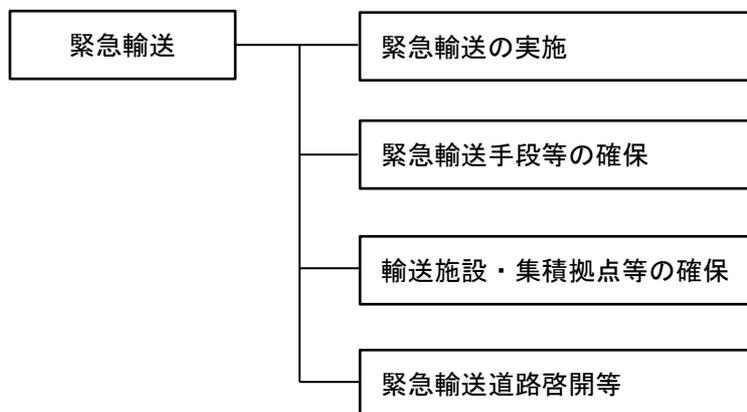
イ 当該道路の区開以外又は道路外の場所へ移動することが困難なときは，当該車両を道路の左側端に沿って駐車するなど緊急車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

ウ 警察官の指示を受けたときは，その指示にしたがって車両を移動し，又は駐車しなければならない。

## 第9節 緊急輸送

災害時には、避難及び救出、救助を実施するために必要な人員及び物資の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要である。

このため、迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急度、重要度を考慮した緊急輸送を実施する。



### 第1 緊急輸送の実施

〔実施責任：第十管区海上保安本部，自衛隊，鹿児島運輸支局，九州旅客鉄道株式会社，日本貨物鉄道株式会社，日本通運株式会社，公益社団法人鹿児島県トラック協会，商工水産課，市民課，地域振興課，関係機関〕

#### 1 緊急輸送の実施責任者

輸送対象	実施責任者	輸送にあたっての配慮事項
被災者の輸送	市長	(1) 人命の安全 (2) 被害の拡大防止 (3) 災害応急対策の円滑な実施
災害応急対策及び災害救助を実施するに必要な要員及び物資の輸送	災害応急対策を実施すべき責任を有する機関の長	

#### 2 緊急輸送の対象

被害の状況，緊急度，重要度を考慮して，必要な輸送対象を優先的に緊急輸送する。

段階	輸送対象
第1段階 (警戒避難期)	(1) 救助・救急活動，医療活動の従事者，医薬品等人命救助に要する人員，物資 (2) 消防，水防活動等災害拡大防止のための人員，物資 (3) 政府災害対策要員，地方公共団体災害対策要員，情報通信，電力，ガス，水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員，物資等 (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者等 (5) 緊急輸送に必要な輸送施設，輸送拠点の応急復旧，交通規制等に必要な人員及び物資

第2段階 (事態安定期)	(1) 上記第1段階の続行 (2) 食料, 水等生命の維持に必要な物資 (3) 傷病者及び被災者の被災地以外への輸送 (4) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階 (復旧期)	(1) 上記第2段階の続行 (2) 災害復旧に必要な人員及び物資 (3) 生活必需品

## 第2 緊急輸送手段等の確保

[実施責任：第十管区海上保安本部，自衛隊，鹿児島運輸支局，九州旅客鉄道株式会社，日本貨物鉄道株式会社，日本通運株式会社，公益社団法人鹿児島県トラック協会，総務課，財政課，商工水産課，関係課]

### 1 緊急輸送手段

緊急輸送は，次の手段のうちもっとも適切なものによる。

- (1) 貨物自動車，乗合自動車等による輸送
- (2) 鉄道による輸送
- (3) 船舶による輸送
- (4) 航空機による輸送
- (5) 人夫等による輸送

### 2 輸送の基本方針

災害輸送は，人命，身体の保護に直接かかわるものを優先するものとするが，具体的にはおおむね次のとおりである。

- (1) 人員，物資等の優先輸送
  - ア 救出された被災者，避難を要する被災者，応急対策従事者等
  - イ 物資，資器材等
    - 食糧，飲料水，医薬品，衛生材料，災害復旧用資材等
- (2) 輸送力確保の順位
  - ア 市有車両等の輸送力
  - イ 市以外の公共機関の輸送力
  - ウ 公共的機関の輸送力
  - エ 民間輸送力

### 3 市有輸送力による輸送

- (1) 主管
  - ア 資材，人員輸送トラックの掌理，管理は総務対策部において行う。
  - イ 物資人員の輸送に供し得る車両については，財政班長が配車を行う。

(2) 輸送要員

各対策部各班で行うものとする。

なお、不足する場合は総務対策部長と協議して各対策部応援を求めるものとする。

(3) 配車及び派遣

輸送の要請を受けた財政班長は、車両の保有状況、当該輸送の目的緊急度、道路施設の状況等を考慮のうえ、必要な場合は両者協議して使用車両及び輸送要員を決定、派遣するものとする。

なお、派遣に際し財政班長は、要請者にその旨を通知するものとする。

4 市有以外の輸送力による輸送

(1) 輸送力確保要請先

ア 市有以外の輸送力の確保

輸送需要が大きく、市有輸送力のみによっては災害輸送を確実に遂行できないと認められる場合には、本部長は次表の機関に文書をもって応援を要請し、必要な輸送力を確保するものとする。

なお、要請に際しては、本節5に定める事項及び必要車両数を明示するものとする。

輸送手段	輸 送 力 の 確 保 等	関係連絡先
自動車	<p>(1) 確保順位</p> <p>ア 応急対策実施機関所有の車両等</p> <p>イ 公共的団体の車両等</p> <p>ウ 貨物自動車運送事業者等の事業用車両</p> <p>エ その他の自家用車両等</p> <p>(2) 貨物自動車運送事業者等の事業用車両</p> <p>災害応急対策実施機関所有の車両及び公共的団体の車両等で不足を生ずるときは、鹿児島県トラック協会に対し、貨物自動車運送事業者の保有する事業用車両等の応援要請を行う。</p>	<p>協力先</p> <p>物資輸送</p> <p>県トラック協会</p> <p>(電話 099-261-1167)</p>
鉄 道	<p>道路の被害などによって自動車による輸送が不可能なとき、あるいは他県等遠隔地において物資、資財等を確保したときで、九州旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社によって輸送することが適切なときは、それぞれの実施機関において直接応援要請する。</p>	<p>人員輸送</p> <p>九州旅客鉄道株式会社</p> <p>鹿児島支社</p> <p>(電話 099-256-0165)</p> <p>物資輸送</p> <p>日本貨物鉄道株式会社</p> <p>鹿児島営業支店</p> <p>(電話 099-222-5088)</p>
船舶等	<p>(1) 県有船舶等の活用</p> <p>海上輸送を必要とするときは、県に依頼し県有船舶の活用を図る。また、必要に応じて漁船の活用について関係漁業協同組合に対し、市が要請する。</p> <p>(2) 民開船舶等の活用</p> <p>市は、陸上交通途絶等によって海上輸送を必要とするときは、九州運輸局鹿児島運輸支局に応援要請する。</p> <p>また、荷役業者の必要なときは同支局は荷役業者あつせんも併せて行う。</p>	<p>九州運輸局鹿児島運輸支局</p> <p>(電話 099-222-5660)</p>

	同支局は要請に基づき船舶運送事業者、港湾運送事業者等へ緊急輸送への協力要請を行う。	
	(3) 海上保安本部所属の船舶の活用 市及び防災関係機関は、緊急に海上輸送を必要とするとき、又は(1)、(2)による輸送が困難であるときは、輸送条件を明示し県危機管理局危機管理防災課(電話099-286-2256)に巡視船艇による輸送を要請するものとし、県は直ちに海上保安本部に出動を要請する。	第十管区海上保安本部 電話 099-250-9800(代) , 099-250-9801(休日・夜間)
	(4) 自衛隊所属船舶の活用 (1)、(2)、(3)以外にさらに輸送手段として必要な場合は、知事を通し自衛隊に船舶の派遣を要請するものとする。	第1章第5節「自衛隊の災害派遣体制」参照
航空機	市長は、一般交通途絶等に伴い緊急に航空機による輸送が必要なときは、県危機管理防災局危機管理課(電話099-286-2256)に輸送条件を明示して航空機輸送の要請をする。県は直ちに海上保安本部及び自衛隊の機関に航空機の出動、派遣を要請する。	第十管区海上保安本部 電話 099-250-9800(代) , 099-250-9801(休日・夜間) 第1章第5節「自衛隊の災害派遣体制」参照

各災害応急対策実施機関は、所管にかかる車両、船舶等の状況を十分に把握しておく。

《資料編 災害輸送実施のための車両、船舶の現況》

#### イ 市有以外の輸送力の所属

確保された市有以外の輸送力は、必要な時間、市災害対策本部に属するものとする。

#### (2) 配車等

車両の配車その他輸送作業に関する指示等は、市有車両等の場合に準じて財政班長が行う。

### 5 輸送条件

各対策部が、車両、船舶等の調達を必要とするときは、次の事項を明示して財政班長に要請する。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量(重量含む)</li> <li>(2) 輸送を必要とする区間</li> <li>(3) 輸送の予定日時</li> <li>(4) その他必要な事項</li> </ul> |
|---|

### 6 費用の基準及び支払い

輸送業者による輸送あるいは車両等の借上げは、国土交通省の認可及び届出を受けている料金による。

なお、自家用車の借上げについては、借上げ謝金(運転手付等)として輸送実費を下らない範囲内で所有者と応急対策実施機関との協議によって定める。ただし、官公署及び公共的機関所有の車両使用については、燃料費相当(運転手雇い上げのときは賃金)程度の費用とする。輸送費あるいは借上げ料の請求に当たっては、債権者は輸送明細書を請求書に添付して市長に提出するものとする。

### 第3 輸送施設・集積拠点等の確保

[実施責任：第十管区海上保安本部，自衛隊，鹿児島運輸支局，九州旅客鉄道株式会社，日本貨物鉄道株式会社，日本通運株式会社，公益社団法人鹿児島県トラック協会，危機管理課，商工水産課，土木課，耕地林務課，施設の管理課]

#### 1 輸送施設の確保

輸送施設の被害状況を速やかに把握し，防災関係機関が迅速かつ効果的に緊急輸送を行うために，最も適当な輸送施設を選定し確保する。原則として，国県道及び地域防災計画に位置づけのある緊急輸送にかかる拠点等（防災関連施設）を連絡する道路。

##### (1) 陸上における輸送能力

一般国道：226号，269号

主要地方道：岩本開聞線，指宿鹿児島インター線

その他：臨港道路（山川漁港），その他市道

##### (2) 海上における輸送能力

港名	接岸能力（t）			備考
	船種	トン数	備考	
指宿港	高速船	166	GT	県管理港湾
宮ヶ浜港	漁船	10	GT	〃
魚見港	漁船	1	GT未済	〃
山川漁港	貨物船	5,000		県管理漁港
川尻漁港	漁船	50		〃
今和泉漁港	貨物船	2,000		〃

注）総トン数（GT）・・船舶の密閉区画の容積トン数

##### (3) ヘリコプター発着場予定地

（第3部第1章第5節「自衛隊の災害派遣」を参照）

#### 2 集積拠点の確保

地区	集積拠点（保管場所）	責任者	備考
指宿庁舎	北側別館・老人福祉センター	物資供給班	
山川庁舎	山川文化ホール	総務班（支所対策部）	
開聞庁舎	開聞老人福祉センター	〃	

県救済物資の集積拠点	サンシティホールいぶすき横広場
県資機材の集積拠点	開聞総合グラウンド

#### 3 関係機関及び住民等への周知

実施責任者は，輸送施設及び集積拠点を確保した場合は，警察・消防等の関係機関及び住民等へ報道機関等を活用して周知する。

## 第4 緊急輸送道路啓開

[実施責任：耕地林務課，土木課，指宿警察署，関係機関]

### 1 道路啓開路線の把握と優先順位の決定

#### (1) 道路啓開路線の情報収集

緊急輸送道路に指定された路線の各道路管理者は、啓開が必要な緊急輸送路線等の情報収集を行い把握する。

また、市は、緊急輸送道路の状況について、情報提供を行うなど各道路管理者の情報収集に協力する。

#### (2) 優先順位の決定

各道路管理者は、啓開が必要な緊急輸送路線等が多数発生した場合は、重要度を考慮し、相互に調整を図りながら、優先順位を決めて道路啓開を実施する。

### 2 道路警戒作業の実施

#### (1) 各関係機関別による道路啓開作業

道路警戒作業にあたっては、下表のとおり関係機関及び関係業界が有機的かつ迅速な協力体制をもって実施する。

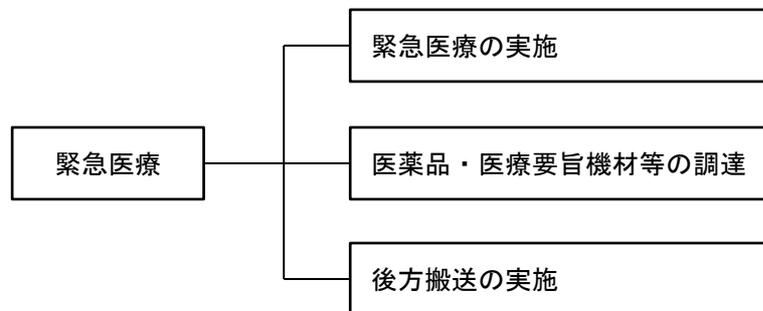
機 関 名	啓開作業の実施内容
土木部道路維持課	道路上の障害物の状況を調査し、除去対策を立て、関係機関と協力の上、所管する道路上の障害物の除去等を実施する。 また、道路管理者は、放置車両や立ち往生車両が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときには、運転手等に対し車両の移動等の命令を行うものとし、運転者がいない場合においては、自ら車両の移動等を行うものとする。 さらに、県は、道路管理者である市に対し、必要に応じてネットワークとしての緊急車両の通行ルートを確認するために、広域的な見地から指示を行うものとする。
土木部港湾空港課・ 商工労働水産部漁港 漁場課	臨港道路上の障害物の状況を調査し、除去対策を立て、関係機関に協力の上、所管する道路上の障害物の除去等を実施する。 また、港湾管理者又は漁港管理者は、放置車両や立ち往生車両が発生した場合、緊急車両の通行を確保するため緊急の必要があるときには運転手等に対し車両の移動等の命令を行うものとし、運転者がいない場合においては、自ら車両の移動等を行うものとする。
警察本部	状況に応じて協力して必要な措置をとる。
九州地方整備局	道路上の障害物の状況を調査し、除去対策を立て、関係機関と協力の上、所管する道路上の障害物の除去等を実施する。 また、道路管理者は、放置車両や立ち往生車両が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときには、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとし、運転者がいない場合においては、自ら車両の移動等を行うものとする。 さらに、九州地方整備局は、道路管理者である県及び市に対し必要に応じてネットワークとしての緊急車両の通行ルートを確認するために、広域的な見地から指示を行うものとする。

機 関 名	啓開作業の実施内容
西日本高速道路株式会社	<p>道路上の障害物の状況を調査し，除去対策を立て，関係機関と協力の上，所管する道路上の障害物の除去等を実施する。</p> <p>また，西日本高速道路（株）は，放置車両や立ち往生車両が発生した場合，緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときには，道路管理者へ確認の上，運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとし，運転者がいない場合においては，自ら車両の移動等を行うものとする。</p>

## 第10節 緊急医療

災害時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関自体も被害を受け混乱が予想される中で、救命処置、後方搬送等の医療活動が必要となる。

このため、救護班により緊急医療を実施するとともに、後方医療機関等への後方搬送を迅速に行う。



### 第1 緊急医療の実施

〔実施責任：日本赤十字社鹿児島県支部，指宿医師会，指宿市歯科医師会，  
国保介護課，健康増進課〕

#### 1 保健医療活動の総合調整の実施

県くらし保健福祉対策部（保健医療調整本部）及び保健所は救護班，DMAT，DPAT及び保健師等（以下「保健医療活動チーム」という。）の派遣調整，保健医療活動に関する情報の整理及び分析等，災害対策に係る保健医療活動の総合調整を行う。

#### 2 災害医療コーディネーターの活動内容

災害や事故等により大規模な人的被害が発生した場合に、地域医療の回復までの経過時期において、被害の軽減を図るため、必要とされる医療が迅速かつ的確に提供されるよう保健医療活動チームを効率よく調整する。

#### 3 DMAT

##### （1）DMATの活動内容

自然災害や大規模な交通事故等の発生時に、災害現場で、急性期（発災後、おおむね48時間以内）に災害現場での緊急治療，災害現場から医療機関への患者搬送時の診療，被災地内の災害拠点病院等での診療，広域医療搬送時の診療等を行う。

##### （2）DMATの出動

###### ア 知事による出動要請

知事は、DMATの派遣要請基準に照らし、DMATの派遣が必要と判断するときは、DMAT指定病院にDMATの出動を要請する。

###### イ 出動要請の特例

指宿消防署長又は市長は、DMA Tの派遣要請に該当する場合で、通信ケーブルの切断、通信の利用制限、通信機の故障その他の理由により県との連絡ができず、かつ、災害等の現場において時間経過に伴う救命措置の遅れが生命に重大な影響を及ぼすと判断される負傷者が既に確認されている場合は、アの規定にかかわらず、DMA T指定病院にDMA Tの出動を要請する。この場合において、指宿消防署長又は市長は速やかに知事に報告し、その承認を得るものとする。

(3) DMA Tの編成と所在地

ア DMA Tの編成

DMA Tは、原則として医師1人以上、看護師2人以上及び業務調整員1人を含む5人で編成する。

(令和2年3月1日現在)

施設名	所在地	電話番号	チーム数
鹿児島市立病院	鹿児島市上荒田町 37-1	099-230-7000	3
鹿児島赤十字病院	〃 平川町 2545	099-261-2111	2
鹿児島市医師会病院	〃 鴨池新町 7-1	099-254-1125	2
鹿児島大学病院	〃 桜ヶ丘 8-35-1	099-275-5111	3
鹿児島徳州会病院	〃 下荒田 3-8-1	099-250-1110	2
県民健康プラザ鹿屋医療センター	鹿屋市札元 1-8-8	0994-42-5101	2
県立大島病院	奄美市名瀬真名津町 18-1	0997-52-3611	2
出水総合医療センター	出水市明神町 520	0996-67-1611	1
曾於医師会立病院	曾於市大隅町月野 894	099-482-4888	1
県立薩南病院	南さつま市加世田高橋 1968-4	0993-53-5300	2
県立北薩病院	伊佐市大口宮人 502-4	0995-22-8511	3
済生会川内病院	薩摩川内市原田町 2-46	0996-23-5221	2
種子島医療センター	西之表市西之表 7463	0997-22-0960	2
霧島市立医師会医療センター	霧島市隼人町松永 3320	0995-42-1171	2
米盛病院	鹿児島市与次郎 1-7-1	099-230-0100	2
鹿児島医療センター	鹿児島市城山町 8-1	099-223-1151	1
指宿医療センター	指宿市十二町 4145	0993-22-2231	1
いまきいれ総合病院	鹿児島市高麗町 43-25	099-252-1090	1
霧島記念病院	霧島市国分福島 1-5-19	0995-47-3100	1
池田病院	鹿屋市下祓川町 1830	0994-43-3434	1

#### 4 救護班

(1) 救護班の活動内容

自然災害や大規模な交通事故等の初動期（発災後3日間）から事態安定期（発災後4日～14日間）に原則として現場救護所や避難所等に出動し、傷病者のトリアージ、応急処置、重傷者の転送、巡回診療等を行う。

(2) 救護班の出動

ア 市長による救護活動

市地域防災計画に基づき、市単位の救護活動を開始する。

イ 知事による救護班の出動要請

災害が広域に及んだ場合は、市長は必要に応じて県救護班の出動を要請する。

(3) 救護班の編成と所在地

ア 救護班の編成

救護班を次のとおり編成する。

ア 国立病院機構の職員による救護班
イ 公立・公的医療機関の職員による救護班
ウ 日本赤十字社鹿児島県支部管内職員による救護班
エ 鹿児島県医師会、歯科医師会会員による救護班

イ 救護班の構成 救護班の構成はおおむね次のとおりとする。

救護班名	班長医師	班 員				計	備 考
		薬 剤 師	看 護 師	事 務	連 絡 員		
国立病院機構救護班	1	1	4	1	1	8	4 班
公立・公的病院救護班	1	1	3	1	2	8	10 班
	県立病院 4, 済生会鹿児島病院 1, 出水総合医療センター 1, 枕崎市立病院 1, 鹿児島市立病院 2, 済生会川内病院 1						
日本赤十字社鹿児島県支部救護班	1		3		2	6	8 班
県医師会救護班	1		2			3	45 班
県歯科医師会救護班	1		2			3	53 班

(注) 上記救護班のほか被災者の実情に応じて県医師会会員による救護班を編成し医療救護及び患者収にあたる。

ウ 地域別救護班の所在地

地域別救護班の所在地は、次のとおりとする。

地域振興局・支庁	保 健 所	施 設 名	所 在 地	電 話 番 号	班 数
南薩地域振興局	指宿保健所	指宿医療センター	指宿市十二町 4145	0993-22-2231	1
		指宿医師会	〃 山川新生町 35	0993-34-2820	2
		指宿市歯科医師会	〃 東方 10801-1 (なのはな歯科医院内)	0993-25-4000	2

5 救護所の設置

救護所は、災害発生の地区を管轄する保健所ごとに設置し、必要があれば指宿医療センター、及び関係医師会等の協力を求める。

また、傷病者が多数発生した場合は、災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療救護班と密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。

6 医療情報の収集・提供

災害医療情報システム（EMIS）を活用し、医療機関の被災状況や被災した医療機関に対する支援の可否等の情報の収集・提供を行う。

## 7 DPAT

### (1) DPATの活動内容

自然災害や大規模な交通事故等の発生時に、被災地域等で、被災によって損壊した既存の精神科医療機能に対する支援を行う。

### (2) DPATの出動

知事は、DPATの派遣基準に照らし、DPATの派遣が必要と判断するときは、DPAT登録病院にDPATの派遣を要請する。

### (3) DPATの編成と所在地

#### ア DPATの編成

DPATは精神科医師をリーダーに看護師、業務調整員等で構成し、1チーム3～5名による編成を基本とする。ただし、状況に応じチーム数を増減し編成できるものとする。

なお、DPATのうち、発災初期に対応するチームを先遣隊として、厚生労働省に登録するものとする。

#### イ DPATの所在地

DPATの所在地は、次のとおりとする。

施設名	所在地	電話番号	チーム数
鹿児島大学病院	鹿児島市桜ヶ丘 8-35-1	099-275-5111	2
県立始良病院	始良市平松 6067	0995-65-3138	3
谷山病院	鹿児島市小原町 8-1	099-269-4111	1
三州脇田丘病院	鹿児島市宇宿 7-26-1	099-264-0667	1

## 第2 医薬品・医療用資機材等の調達

〔実施責任：指宿市指宿医師会、指宿市歯科医師会、国保介護課、健康増進課〕

### 1 備蓄医薬品・医療用資機材等の供給

県は、市から医療助産活動に必要な資材等の要請があった場合は、備蓄している医薬品・医療用資機材等を市の救護所等へ緊急輸送する。

また、血液製剤の要請があった場合には、血液センターが血液製剤を確保し、救護所等へ緊急輸送する。

### 2 協定等に基づく医薬品・医療用資機材等の調達

市は医療助産・災害救助に必要な医薬品・医療用資機材等の確保について、市内の薬局、薬店と協力し調達を図る。

県は市から医薬品・医療資機材等の要請があった場合は、薬品補給班において、災害救助に必要な医薬品の確保に関する協定書等に基づき医薬品等を調達し、緊急輸送する。

(緊急輸送については、第3部第2章第9節「緊急輸送」参照)

### 第3 後方搬送の実施

[実施責任：日本赤十字社鹿児島支部，鹿児島県医師会，鹿児島県歯科医師会，  
国保介護課，健康増進課]

#### 1 負傷者の収容施設の確保

救護のため収容を必要とする場合は，関係医師会等の協力を求め，状況により航空機等による移送を行う。

#### 2 負傷者の後方搬送

応急手当の後，入院治療や高度医療を要する負傷者の施設等への後方搬送について，市及び関係機関は以下の情報を収集し連携をとり迅速に実施する。

- (1) 収容施設の被災状況の有無，程度
- (2) 収容施設までの交通状況，道路状況（緊急輸送道路の状況），ヘリポートの状況等，また，搬送能力が不足する場合は，消防団員，自主防災組織等に医療機関への自主的な搬送協力を求めるなど，関係機関との連携を密にし，効率的な活動を行う。

#### 3 輸送車両等の確保

輸送に必要な救急車として，関係機関とあらかじめ協議し確保するよう努める。

（車両等が不足する場合は，第3部第2章第9節「緊急輸送」参照）

#### 4 透析患者等への対応

##### (1) 透析患者への対応

慢性腎不全患者の多くは、1人1回の透析に約120ℓの水を使用する血液透析を週2～3回受けており、災害時にも平常時と同様の医療を要することから、適切な医療体制を確保する。

また、生き埋め等の圧迫による挫滅症候群（クラッシュ・シンドローム）に伴う急性腎不全患者に対しても、血液透析等適切な医療を確保する。

このため、市は、断水時に水の優先的供給が必要な透析施設や、近隣市町村等への患者の搬送等に関する情報提供を医師会等関係機関との連携により行う。

##### (2) 在宅難病患者・長期療養児等への対応

人工呼吸器を装着している在宅難病患者などは、病勢が不安定であるとともに専門医療を要することから、災害時には、医療施設などで救護する。

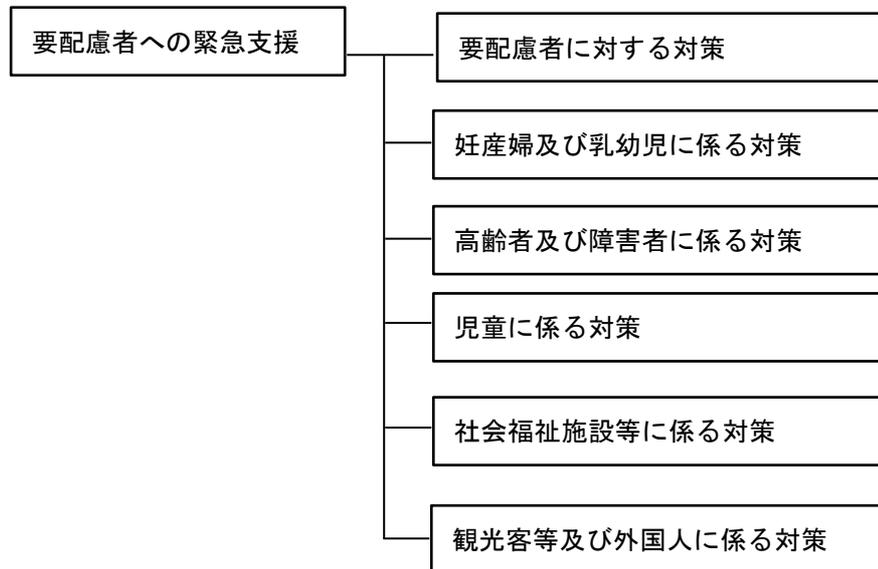
このため、平常時から保健所を通じて把握している患者を、市、医療機関及び近隣市町村等との連携により、搬送及び救護所等へ収容する。

#### 5 トリアージの実施

多数の負傷者が発生している災害現場においては、救護活動を効率的に実施するために、負傷者の傷病程度を選別し、救命処置の必要な負傷者を優先して搬送する必要があり、そのためには傷病程度の識別を行うトリアージ・タグを活用した救護活動を実施する。

## 第11節 要配慮者への緊急支援

災害時には、高齢者や妊産婦、乳幼児、障害者、難病患者等の「要配慮者」が迅速・的確な避難等の行動が取りにくく、被災しやすいことから、地域ぐるみの支援が必要である。このため、要配慮者に対し、避難誘導や情報の提供等必要な支援を適切に行う。



### 第1 要配慮者に対する対策

〔実施責任：健幸・協働のまちづくり課、長寿支援課、地域福祉課、健康増進課、観光課〕

#### 1 市が実施する要配慮者対策

災害発生時には、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することから、これら要配慮者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要である。

このため、市は以下の点に留意しながら要配慮者対策を実施する。

- (1) 要配慮者を発見した場合には、当該要配慮者の同意を得て、必要に応じ以下の措置をとる。
  - ア 地域住民等と協力して避難場所や避難所へ移送すること。
  - イ 社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。
  - ウ 居宅における生活が可能な場合にあつては、在宅福祉ニーズの把握を行うこと。
- (2) 要配慮者に対するホームヘルパー、手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供を遅くも発災1週間を目処に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目から、全ての避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

#### 2 県が行う要配慮者対策

- (1) 他の自治体への協力要請

くらし保健福祉部は、市町村が実施する前項の措置に関し、他の都道府県・市町村への協力要請等必要な支援を行う。

(協力要請等は、第3部第1章第4節「広域応援体制」参照)

## (2) 県災害派遣福祉チーム(鹿児島DCAT)派遣

### ア 鹿児島DCATの活動内容

大規模災害発生時に被災地の市町村からの要請等に基づき、避難所等で災害時要配慮者に対し福祉的な支援を行う。

### イ 鹿児島DCATの出動

県は避難所を設置する被災地の市町村からの要請に基づき同協定締結団体の会員等に対し、チーム員の派遣を要請する。

### ウ 鹿児島DCATの構成

社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、保健師、ホームヘルパー等の資格を有する者などで1チーム4～6名程度で構成する。

## 第2 妊産婦及び乳幼児に係る対策

[実施責任：地域福祉課，健康増進課]

### 1 市が実施する対策

市は、災害によるストレスの影響を受けやすい妊産婦や乳幼児に対し、避難所においても特に配慮を行うとともに、必要な物資の調達、メンタルヘルスケア等の対策を行う。

### 2 県の支援活動

くらし保健福祉部は、市が行う前項の措置に対し、適宜支援する。

## 第3 高齢者及び障害者に係る対策

[長寿支援課，地域福祉課]

### 1 市が実施する対策

市は、避難所や在宅の一般の要配慮者対策に加え、以下の点に留意しながら高齢者及び障害者に係る対策を実施する。

(1) 被災した高齢者及び障害者の迅速な把握を行う。

(2) 掲示板、広報誌、インターネット(携帯電話を含む。)のホームページや電子メール、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関の協力のもとに、新聞、ラジオ、テレビの文字放送、データ放送や手話つきテレビ放送等を利用することにより、被災した高齢者及び障害者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。

(3) 避難所等において、被災した高齢者及び障害者の生活に必要な車いす、障害者用携帯便器、お

むつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握する相談体制を設けるとともに、それらの物資の調達及び人材の派遣を迅速に行う。

(4) 避難所や在宅の高齢者及び障害者に対しニーズ調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講じる。

(5) 高齢者及び障害者の生活機能低下や精神的不安定に対応するため、メンタルヘルスケアを実施する。

## 2 県の支援活動

くらし保健福祉部は、市及び各施設が行う前項の措置に対し、適宜支援する。

## 第4 児童に係る対策

〔実施責任：地域福祉課〕

### 1 市が実施する対策

#### (1) 要保護児童の把握等

市は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

ア 避難所の責任者等を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、市に対し通報がなされる措置を講ずる。

イ 住民基本台帳による犠牲者の承認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。

ウ 市は、避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供する。

#### (2) 児童の保護等のための情報伝達

市は、被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力、インターネット等の活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等についての確な情報提供を行う。

### 2 県の支援活動

くらし保健福祉部は、孤児、遺児等保護を必要とする児童を把握した場合には、親族による受け入れの可能性を探るとともに、児童養護施設等への受入れや里親への委託等の保護を行う。

また、孤児、遺児については、母子父子寡婦福祉資金の貸付け、年金事務所における遺族年金の早期支給手続きを行うなど、社会生活を営む上での経済的支援を行う。

## 第5 社会福祉施設等に係る対策

〔実施責任：長寿支援課，地域福祉課，各社会福祉施設等〕

### 1 入所者・利用者の安全確保

- (1) 各社会福祉施設等の管理者は，あらかじめ定めた避難誘導方法に従い，速やかに入所者・利用者の安全を確保する。
- (2) 県くらし保健福祉部，市は，施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先的に被災地に隣接する地域の社会福祉施設に措置する。

### 2 県，市への応援要請等

- (1) 各社会福祉施設等の管理者は，日常生活用品及びマンパワーの不足数について，県くらし保健福祉部，市に対し，他の施設からの応援のあつせんを要請する。
- (2) 各社会福祉施設等は，それぞれの施設で保有している資機材を相互に活用することにより，被災地の支援を行う。

### 3 市の支援体制

- (1) ライフラインの復旧について，優先的な対応が行われるように事業者へ要請する。
- (2) ライフラインの復旧までの間，水，食料等の確保のための措置を講ずる。
- (3) ボランティアへの情報提供等を含めマンパワーを確保する。

## 第6 観光客等及び外国人に係る対策

〔実施責任：観光課，市長公室，危機管理課，関係機関〕

### 1 観光客等の安全確保

旅館・ホテル等の観光施設管理者は，災害時には的確に観光客等の避難誘導を行い，安全確保に努める。

また，市（消防機関を含む）は，道路損壊等により孤立した観光客等の救出，移送活動について，関係機関と連携を図り迅速かつ的確に行う。

（第2部第2章第6節別記「孤立化集落対策マニュアル」を参照）

### 2 外国人の安全確保

#### (1) 外国人への情報提供

市は，ライフライン等の復旧状況，避難場所，避難所，医療，ごみや浴場等生活や災害に関連する情報を広報誌やパンフレット等に他国語で掲載し，外国人への情報提供を行う。

#### (2) 相談窓口の開設

県及び市は，外国人を対象とした相談窓口を設け，安否確認や生活相談等を行う。この場合，県国際交流協会等を介して外国語通訳ボランティアを配置し対応する。また，国際赤十字委員会及び各国赤十字社から鹿児島県に在住・滞在している外国人の安否調査があった際は，日本赤十

字社鹿児島県支部と連携し対応する。

## 第7 帰宅困難者に係る対策

〔実施責任：市長公室，危機管理課，関係機関〕

### 1 一時滞在施設等の確保

県及び市は、互いに協力して一時滞在施設（（発災から 72 時間（原則 3 日間）程度まで、帰宅困難者等の受入れを行う施設。）及び帰宅支援ステーション（発災後、徒歩帰宅者の支援を行う施設。）の確保等に努める。

#### （1）一時滞在施設

ア 市は、地元事業者等に協力を求め、民間施設に対して、一時滞在施設の提供に関する協定を締結するよう要請する。

#### イ 施設の開設

- ・ 市は一時滞在施設の提供に関する協定を締結している民間施設の管理者へ一時滞在施設の開設を要請する。
- ・ 県及び市は帰宅困難者等の状況を勘案し、自ら所有・管理する施設について、一時滞在施設としての開設等の検討を行う。

#### ウ 情報提供

- ・ 市は開設を要請した一時滞在施設の開設状況等を県に情報提供する。
- ・ 県及び市は自らが開設した一時滞在施設の開設状況等を互いに情報提供する。
- ・ 県及び市は、上記の一時滞在施設のほかに自主的に開設している施設の状況を入手した場合は、互いに情報提供する。

#### （2）帰宅支援ステーション

#### ア 施設の確保

市は地元事業者等に協力を求め、帰宅支援ステーションの提供に関する協定を締結するよう要請する。

#### イ 施設の設置

- ・ 市は自ら協定を締結した事業者等に帰宅支援ステーションの設置を要請するとともに、県が締結している協定に基づく帰宅支援ステーションの設置を求める場合は、県へ設置要請を依頼する。
- ・ 県は市の依頼を受け、帰宅支援ステーションの設置に係る協定締結先へ帰宅支援ステーションの設置に係る協定締結先へ帰宅支援ステーションの設置を要請する。

#### ウ 情報提供

県及び市は自らが設置を要請した帰宅支援ステーションの設置状況等を互いに情報提供する。

### 2 公共交通機関に関する情報提供

県は公共交通機関の状況把握を行い、市へ伝達する。市は、施設管理者に伝達し、帰宅困難者

に随時情報提供を行う。

### **3 避難所の案内**

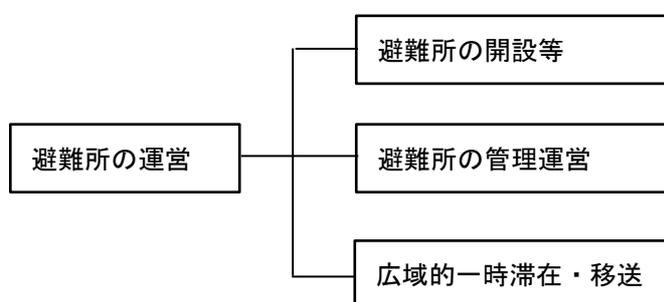
県及び市は、自らが開設した一時滞在施設において、3日間を超える支援が必要な帰宅困難者については、施設管理者の要請に基づき、市の最寄りの指定避難所に案内する等の対応を実施する。

### 第3章 事態安定期の応急対策

風水害等の発生後、状況がある程度落ちついてくる事態安定期においては、民生安定に関する避難所の運営、食料、水、生活必需品の供給、或いはごみ処理等の対策を効果的に実施する必要がある。本章では、このような事態安定期の応急対策について定める。

#### 第1節 避難所の運営

災害時には、ライフラインの途絶や住居の浸水及び焼失等により多数の避難所の発生が予想される。このため、避難所を開設し、これらの避難者を収容するとともに、適切な管理運営を実施する。



#### 第1 指定避難所の開設等

〔実施責任：長寿支援課，地域福祉課，健幸・協働のまちづくり課〕

##### 1 指定避難所の開設(一次避難所及び二次避難所)

避難所の開設及び運営は、避難所対策班及び避難所収容班が行い、健康福祉対策部長は市職員の中から災害対策要員（避難所駐在員）を指名する。

機 関 名	内 容
市	(1) 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。 (2) 避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を速やかに所定の様式により、県及び指宿警察署、指宿消防署等関係機関に連絡する。 (3) 避難所を開設した場合は、管理責任者を置く。 (4) 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を受ける。 (5) 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。 (6) 避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受け入れるため、野外に受入れ施設を開設するほか、あらかじめ指定した施設以外の施設につ

	<p>いても、管理者の同意を得て避難所として開設する。</p> <p>なお、野外に受入れ施設を開設した場合の県（保健福祉部）及び関係機関への連絡並びに管理責任者の設置については、避難所の開設と同様とする。</p> <p>（７）野外受入れ施設の開設に必要な資材が不足するときは、県（くらし保健福祉部）に調達を依頼する。</p> <p>（８）野外受入れ施設は、一時的な施設であり、その開設期間は、原則として避難所が増設されるまでの間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。</p>
<p>県 （くらし保健福祉部）</p>	<p>市の報告に基づき、避難所の開設状況を把握するとともに、市から野外受入れ施設の設置に必要な資材の調達依頼があったときは、所要量を関係機関から調達する。</p>

## 2 福祉避難所等の開設

県及び市の対応は、次のとおりである。

機 関 名	内 容
市	<p>（１）自宅や避難所で生活している高齢者や障害者等に対し、状況に応じ、介護など必要なサービスを提供するため、社会福祉施設等の福祉避難所等に収容する。</p> <p>（２）福祉避難所等を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を、速やかに所定の様式により、県（保健福祉部）及び指宿警察署、消防署等関係機関に連絡する。</p>
<p>県 （くらし保健福祉部）</p>	<p>市の報告に基づき、三次避難所（福祉避難所等）の開設状況を把握するとともに、市へ必要な支援を行う。</p>

### 3 地区別の指定避難所

校区	避難所	電 話	誘導責任者	誘 導 員	開設順 ※1	駐在職員
柳田	指宿市役所	22-2111	柳田分団長	柳田分団員	○	市職員及び 担当分団員
	指宿老人福祉センター	22-5543	柳田分団長	柳田分団員	○	
	柳田校区公民館	24-4166	柳田分団長	柳田分団員	○	
	指宿保健センター	22-2111	柳田分団長	柳田分団員	△	
	柳田小学校	22-3471	柳田分団長	柳田分団員	△	
	指宿高等学校	22-3535	柳田分団長	柳田分団員	△	
	南指宿中学校	22-2911	旭・柳田分団長	旭・柳田分団員	△	
	玉利公民館		柳田分団長	柳田分団員	□	
丹波	丹波校区公民館	22-5889	大和・丹波分団長	大和・丹波分団員	○	市職員及び 担当分団員
	丹波小学校	22-3011	大和・丹波・旭分団長	大和・丹波・旭分団員	△	
	COCCOはしむれ	23-5100	大和分団長	大和分団員	△	
	指宿図書館	23-2827	旭・大和分団長	旭・大和分団員	△	
	砂むし会館 砂楽	23-3900	大和分団長	大和分団員	△	
	ビクターセンター	22-3252	丹波分団長	丹波分団員	△	
	丈六生活改善センター		旭・大和分団長	旭・大和分団員	□	
	ホワイトホール中小路		旭分団長	旭分団員	□	
	大牟礼地区公民館	24-3434	旭分団長	丹波分団員	□	
魚見	魚見校区公民館	22-5957	魚見分団長	魚見分団員	○	市職員及び 担当分団員
	ふれあいプラザなのはな館	23-1003	魚見分団長	魚見分団員	△	
	指宿総合体育館	22-3511	魚見分団長	魚見分団員	△	
	魚見小学校	22-3449	魚見分団長	魚見分団員	△	
	下吹越集会施設		魚見分団長	魚見分団員	□	
指宿	指宿校区公民館	25-4858	指宿分団長	指宿分団員	○	市職員及び 担当分団員
	北指宿中学校	25-3431	指宿分団長	指宿分団員	△	
	指宿小学校	25-2003	指宿分団長	指宿分団員	△	
	田之畑公民館		指宿分団長	指宿分団員	□	
	垂門公民館		指宿分団長	指宿分団員	□	
	宮之前公民館		指宿分団長	指宿分団員	□	
	久保公民館		指宿分団長	指宿分団員	□	
今和泉	今和泉校区公民館	25-4859	岩本・小牧分団長	岩本・小牧分団員	○	市職員及び 担当分団員
	岩本漁村センター	25-2205	岩本分団長	岩本分団員	△	
	西指宿中学校	25-2001	新西方分団長	新西方分団員	△	
	今和泉小学校	25-2002	岩本・小牧分団長	岩本・小牧分団員	△	
	指宿商業高等学校	25-2204	岩本・小牧分団長	岩本・小牧分団員	△	
	小牧営農研修センター		小牧分団長	小牧分団員	□	
	細田西公民館		新西方分団長	新西方分団員	□	
池田	池田校区公民館	26-2824	池田分団長	池田分団員	○	市職員及び 担当分団員
	池田小学校	26-2003	池田分団長	池田分団員	△	
	下門公民館		池田分団長	池田分団員	□	
	中浜公民館		池田分団長	池田分団員	□	

校区	避難所	電 話	誘導責任者	誘 導 員	開設順 ※1	駐在職員		
山 川	山川文化ホール	35-2766	町区分団長	町区分団員	○	市職員及び 担当分団員		
	成川区民センター	34-0211	成川分団長	成川分団員	○			
	小川区集落センター	35-2961	小川分団長	小川分団員	○			
	徳光公民館	35-0811	徳光分団長	徳光分団員	○			
	利永集落センター	35-9812	利永分団長	利永分団員	○			
	旧山川小学校		福元分団長	福元分団員	△			
	山川老人福祉センター	35-2260	福元分団長	福元分団員	△			
	山川中学校	34-2131	成川分団長	成川分団員	△			
	山川小学校	34-0509	成川分団長	成川分団員	△			
	山川高等学校	34-0141	成川分団長	成川分団員	△			
	山川勤労者体育センター	34-0101	成川分団長	成川分団員	△			
	山川図書館	35-3300	成川分団長	成川分団員	△			
	山川武道館		成川分団長	成川分団員	△			
	J A いぶすき小川購買店舗	34-0505	小川分団長	小川分団員	△			
	J A いぶすき中央配送センター	35-2160	大山分団長	大山分団員	△			
	旧徳光小学校		徳光分団長	徳光分団員	△			
	旧利永小学校		利永分団長	利永分団員	△			
	福元公民館	34-1396	福元分団長	福元分団員	□			
	町区公民館	35-2990	町区分団長	町区分団員	□			
	鰻地区避難施設	34-1046	成川分団長	成川分団員	□			
	大山集落センター	34-0535	大山分団長	大山分団員	□			
	浜児ヶ水集落センター		浜児ヶ水分団長	浜児ヶ水分団員	□			
尾下公民館		利永分団長	利永分団員	□				
開 聞	開聞コミュニティ消防センター	32-3111	十町東部分団長	十町東部分団員	○	市職員及び 担当分団員		
	市役所開聞支所	32-3111	十町東部分団長	十町東部分団員	○			
	開聞総合体育館	32-3113	十町東部分団長	十町東部分団員	△			
	開聞小学校	32-2010	十町東部分団長	十町東部分団員	△			
	開聞中学校	32-2019	十町東部分団長	十町東部分団員	△			
	脇浦公民館		十町西部分団長	十町西部分団員	□			
	十町西部地区農村研修センター		十町西部分団長	十町西部分団員	□			
	物袋青少年研修センター		十町西部分団長	十町西部分団員	□			
	開聞児童館	32-2144	仙田分団長	仙田分団員	□			
	下吉公民館		仙田分団長	仙田分団員	□			
	下仙田地区農村研修センター		仙田分団長	仙田分団員	□			
	上野地区営農研修館		上野分団長	上野分団員	□			
	川 尻	川尻ふれあい交流館	32-2059	川尻分団長	川尻分団員		○	市職員及び 担当分団員
		川尻小学校	32-2058	川尻分団長	川尻分団員		△	

※1

○…台風・大雨を起因とする災害時に優先的に開設する第一開設避難所

△…大規模な災害や第一開設避難所のみでは、避難者を収容できない場合などに開設する第二開設避難所

□…台風・大雨のほか、地震等の突発的な災害時に市が避難所を開設するまでの間、自主防災組織等により開設可能な避難所

## 第2 避難所の管理運営

〔実施責任：健幸・協働のまちづくり課，長寿支援課，地域福祉課〕

### 1 避難所の管理運営

県及び市の対応は，次のとおりである。

なお，県及び市は，やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても，食料等必要な物資の配布，保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供，正確な情報の伝達等により，生活環境の確保が図られるよう努める。

機 関 名	内 容
市	<p>(1) 市の避難所の受入れについては，可能な限り町内会又は自治会単位に避難者の集団を編成し，自主防災組織等と連携して班を編成の上，受け入れる。その際，それぞれの避難所に収容されている避難者の情報及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努め，県への報告を行う。また，民生委員・児童委員，介護保険事業者，障害福祉サービス事業者等は，要配慮者の居場所や安否の確認に努め，把握した情報について市に提供する。</p> <p>(2) 避難所における正確な情報の伝達，食料，飲料水等の配布，清掃等について，避難者，住民，自主防災組織等の協力を得られるよう努めるとともに，必要に応じて防災関係機関NPO法人やボランティアの協力を得て，適切な運営管理に努める。</p> <p>(3) 避難所の運営に関し，役割分担を明確化し，被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ，被災者が相互に助け合う自主的な組織が主体的に関与する運営に移行できるよう，その立ち上げを支援する。</p> <p>(4) 避難所に避難した被災者に対し，正確かつ迅速な情報提供を行うため，テレビ・ラジオ等の設置，臨時広報誌の発行，インターネット，ファクシミリ等の整備に努める。</p> <p>(5) 避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため，食事供与の状況，トイレの設置状況等の把握に努め，必要な対策を講じる。</p> <p>(6) 避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保状況，簡易ベッド等の活用状況，入浴施設設置の有無及び利用頻度，洗濯等の頻度，医師，保健師，看護師，管理栄養士等による巡回の頻度，暑さ・寒さ対策の必要性，食料の確保，配食等の状況，し尿及びごみの処理状況など，避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め，必要な措置を講じるよう努める。また，必要に応じ，避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。</p> <p>(7) 多様な主体と連携し，避難所の運営における女性の参画を推進するとともに，男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に，女性専用の物干し場，更衣室，授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布，巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など，女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</p> <p>(8) 障害のある方，慢性疾患等の個人的な事情を抱えた方，乳幼児，性的少数者等に可能な限り配慮し，性別や年齢等にとらわれない多様な視点に基づく避難所運営に努める。</p>

	<p>(9) 様々な性自認や性的思考があることを踏まえ、本人の性的自認等が他人に暴露することがないように配慮し、男女のみの性を前提としない多様な視点に基づく避難所運営に努める。</p> <p>(10) 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。特に、ホテルや旅館等への避難が必要な要配慮者に対しては、ホテル旅館生活衛生同業組合等と締結している協定を活用し、宿泊施設の提供を行う。</p> <p>(11) 被災地において、感染症の発生・拡大が見られる場合は、防災担当部局と健康福祉担当部局が連携して必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>(12) 市は、指定緊急避難所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。</p>
<p>県 (くらし保健福祉部)</p>	<p>避難所の管理運営状況について把握し、応援要請を受けた場合は、開設者と連携をとり支援する。</p>

### 第3 広域一時滞在・移送

〔実施責任：危機管理課〕

#### 1 広域一時滞在・移送

関係機関の対応は、次のとおりである。

なお、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞  
在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結な  
ど、災害発生時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

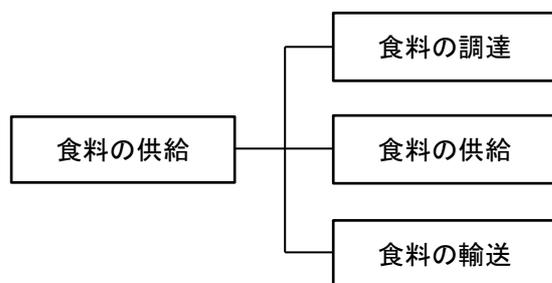
機 関 名	内 容
市	<p>(1) 市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求める。</p> <p>(2) 広域一時滞在を要請した市長は、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の市町村に派遣するとともに、移送にあたっては引率者を添乗させる。</p> <p>(3) 移送された被災者の避難所の運営は移送元の市が行い、被災者を受け入れた市町村は運営に協力する。</p> <p>(4) その他、必要事項については市地域防災計画に定めておくとともに、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</p>
県	<p>(1) 被災市町村から協議要求があった場合、警察本部及び関係機関と調整の上、「九州・山口9県災害時応援協定」等に基づき、他の都道府県と協議を行う。</p> <p>(2) 市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市町村の要求を待たないで広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行う。</p> <p>(3) 県は、市町村から要請があった場合には、受入先の候補となる市町村及び当該市町村における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を行う。</p> <p>(4) 被災者の移送方法については、危機管理局危機管理防災課が当該市町村と協議の上、被災地の状況を勘案して決定し、市町村、警察、消防及び輸送機関等の協力を得て実施する。</p>
国	<p>(1) 国は、市町村及び当該市町村を包括する都道府県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行う。</p> <p>(2) 市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、市町村の要求を待たないで、当該市町村に代わって行うこととなる当該市町村を包括する都道府県に代わって、国が、広域一時滞在のための協議を行う。</p>

## 第2節 食料の供給

災害時には、住居の浸水や焼失及びライフラインの途絶等により、食事の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。

このため、迅速に食料を調達し、被災者に供給する。

また、関係機関は、備蓄する食料の供給に関し、相互に協力するよう努める。



### 第1 食料の調達

〔実施責任：市民課、農政課、地域振興課〕

#### 1 米穀の調達

特に災害用としての備蓄でなく、常時一般主食用として在庫する米穀取扱事業者の手持米、政府所有米穀を所定の手続により、災害用として転用充当する。

##### (1) 米穀取扱事業者等の手持米を調達する場合

市長は、知事に所要数量を報告し、知事の指定する米穀取扱事業者から現金で米穀を買い取り、調達する。

##### ア 県内米穀取扱事業者の供給可能数量

令和2年9月現在

在庫場所	品名	数量
鹿児島市ほか	精米	64.9 精米トン

注) 数量：県内協力米穀取扱事業者分合計値（供給可能量／1日、供給日数及び時点で変動）

##### イ 県内米穀集荷団体等との連携による米穀の調達

災害の状況により、前記アのほか、米穀集荷団体等と連携し、必要量の米穀を確保する。

##### (2) 政府所有米穀を調達する場合

災害救助法が適用されて、災害の状況により、前記(1)の方法で調達不可能の場合、知事に報告し、次のとおり政府所有米穀を調達する。

#### 【取扱方法】

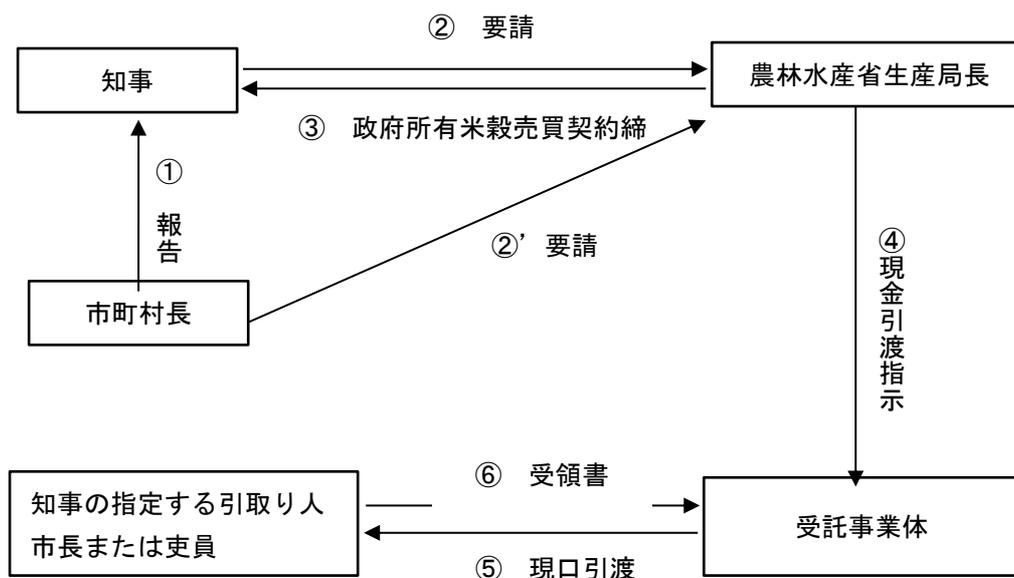
知事は、市長からの要請を踏まえ、政府所有米穀の供給が必要と判断される場合は、農林水産省政策統括官付貿易業務課に対し、政府所有米穀の引渡しを要請し、売買契約締結後、引渡しを受ける。買受代金は、知事が災害救助費から支払う。

なお、市長は、通信、交通が途絶し、知事に食品の応急配給申請ができないときは、直接、農林水産省政策統括官付貿易業務課に対し、「災害救助米穀の引渡申請書」（別紙２）に基づく政府所有米穀の引渡しに関する情報（希望数量、希望時期、引渡場所及び引渡方法等）、担当者の名前、連絡先等を電話するとともに、併せてファックス又はメールで連絡し、引渡しを受ける。市長が直接、農林水産省政策統括官に要請を行う場合は、必ず、市担当者は、県担当者に連絡するとともに、要請内容の写しを送付する。

また、災害救助用米穀供給要請を迅速に行う必要がある場合であって、被災地の状況その他の事情により県又は市担当者が要請書に基づく情報を農林水産省政策統括官付貿易業務課担当者に連絡するいとまがないと判断する場合にあつては、上記、引渡し要請の規定にかかわらず、要請書に基づく情報を九州農政局生産部業務管理課担当者に連絡することができる。

また、災害救助用米穀の供給を迅速に行う必要があり、被災地等の状況その他の事情により契約を締結するいとまがないと認めるときは、契約の締結前であっても政府所有米穀の引渡しを受けることができる。この場合は当該米穀の引渡し後遅滞なく売買契約を締結する。

### 【政府所有米穀の調達系統】



## 2 その他の食品の調達

市は、被災者等の給食のため必要な米穀以外の主食及び副食、調味料等は市内の小売業者から調達する。

品名	調達先等
調製粉乳 甫乳ビン 漬物 味噌 醤油 食塩	「災害時における応急生活物資の供給協力に関する協定」締結の関係事業者及び県内薬品業者、関係製造業者手持品

### 3 食料の調達の要請

県は、供給すべき食料が不足し、調達する必要があるときは、関係省庁等に対し、食料の調達を要請する。

## 第2 食料の供給

[実施責任：長寿支援課，地域福祉課，市民福祉課]

### 1 市及び県による食料の供給

市及び県による食料の供給は、下記のとおり実施する。

なお、被災者の中でも交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても食料等が供給されるよう努める。

機 関 名	内 容
市	(1) 被災者及び災害救助従事者に対する炊き出しその他の方法による、給食又は食料の供給を行う。 (2) 米穀の供給機能が混乱し、通常の供給が不可能となった場合、県の指定を受けて、被害を受けない県民に対しても米穀、乾パン及び麦製品等の供給を行う。 (3) 米穀（米飯を含む）、乾パン及び食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食、味噌、醤油及び食塩等の調味料についても供給するよう配慮する。なお、乳児に対する供給は、原則として調製粉乳とする。 (4) 炊き出し及び食料の配分について、あらかじめ炊き出し等の実施場所として、避難所のほか適当な場所を定めておき、災害時に必要に応じ、迅速に炊き出しを実施する。 (5) 市が多大な被害を受けたことにより、市において炊き出し等の実施が困難と認めるときは、県に炊き出し等について協力を要請する。 (6) 炊き出し、食料の配分及びその他食料の供給を実施したとき（県の協力を得て実施した場合も含む）は、実施状況を速やかに知事に報告する。
県	市の報告に基づき、食料の配分及び供給状況を把握するとともに、関係機関と連携を図り、市へ支援を行う。

## 2 給食基準

1人当たりの配給量

品目	基準	
米穀	被災者	1食当たり精米200グラム以内
	応急供給受給者	1人1日当たり精米400グラム以内
	災害救助従事者	1食当たり精米300グラム以内
乾パン	1食当たり	1包(100グラム入り)
食パン	1食当たり	185グラム以内
調製粉乳	乳児1日当たり	200グラム以内

## 3 緊急時の食料の供給

県は、被災市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、被災市町村に対する食料を確保し輸送する。

### 第3 食料の輸送

[実施責任：市民課，地域振興課，危機管理課]

#### 1 市及び県による輸送

- (1) 市が調達した食料の市集積地までの輸送及び市内における食料の移動は市長が行う。
- (2) 県が調達した食料の市集積地までの輸送は原則として知事が行う。ただし、輸送区間及び輸送距離等の事情から知事が必要と認めたときは、市に供給する食料について市長に引取を指示することができる。

#### 2 自衛隊等への輸送要請

交通途絶等により、緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、知事は自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊に災害地までの運送を要請し、要請を受けた自衛隊は輸送を担当することができる。

#### 3 輸送方法等

輸送方法は、貨物自動車等による陸上輸送を主とし、孤立地区等については、船舶やヘリコプター、航空機等を利用する。

(輸送機関の調達等については第3部第2章第9節「緊急輸送」参照)

(第2部第2章第6節別記「孤立集落対策マニュアル」を参照)

#### 4 食料集積地の指定及び管理

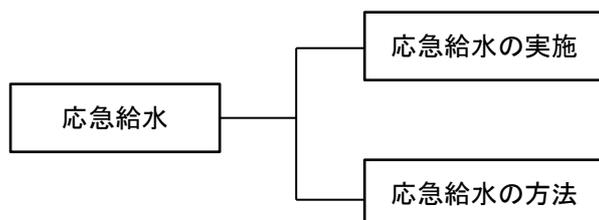
- (1) 災害が発生した場合において、市は、あらかじめ定めた食料の市集積地を活用し、調達した食料の集配拠点とする。また、知事が必要を認めたときは広域の集積拠点を設け、県で調達した食料の集配中継地とする。

(2) 食料の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員を配置し、食料管理の万全を期するものとする。

### 第3節 応急給水

災害時には、水道施設が被災し、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では緊急医療に必要な水の確保が重要となる。また、多数の避難者が予想され、避難所での応急給水の需要が高まる。

このため、緊急度、重要度を考慮した応急給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。



#### 第1 応急給水の実施

〔実施責任：環境政策課，水道課〕

##### 1 被災者等への応急給水の実施

機 関 名	内 容
市 水道事業者	<p>(1) 市は、次の情報を収集し、被災者等に対する応急給水の必要性を判断する。</p> <p>ア 被災者や避難所の状況</p> <p>イ 医療機関，社会福祉施設等の状況</p> <p>ウ 断水区域及び断水人口の状況</p> <p>エ 原水，浄水等の水質の状況</p> <p>(2) 水道施設の被災状況や配水池等における水の確保量を把握し，運搬給水，拠点給水，仮設給水から当該地区に最も適切な給水方法を採用して給水活動を実施する。</p> <p>(3) 給水場所，給水方法，給水時間等について防災行政無線等を用いて，きめ細かく住民に広報する。</p> <p>(4) 医療機関，社会福祉施設については，別に応急給水班を編成するなどして，迅速・的確な対応を図る。</p> <p>(5) 自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援するため，NPO法人やボランティア等との連携を可能な限り図る。</p> <p>(6) 被災地における応急給水の目標水量は，被災直後は生命維持のため，1人1日3ℓ以上とする。但し，被災状況や復旧状況により適宜増加する。</p> <p>(7) 激甚災害等のため，市だけで応急給水が実施困難の場合には，近隣市町村や県及び関係機関へ応援を要請する。</p>
県 (くらし保健福祉部)	<p>(1) 被災市町村の水道施設の被害状況や断水状況等を把握し，厚生労働省等に報告する。</p> <p>(2) 被災市町村から応援要請があった場合，応急給水に必要な資機材，人員等の情報を集約し，被災のない県内市町村へ，また，必要に応じて九州・山口9県災害時応援協定に基づく応援要請を行う。</p>

## 第2 応急給水の方法

[実施責任：水道課]

### 1 応急給水の方法

給水方法	内 容
浄水場、給水場等での拠点給水	住民が容易に給水を受けられる仮設給水栓を設置する。
耐震性貯水槽等での拠点給水	耐震性貯水槽等が整備されている場合は、仮設給水栓を設置し、応急給水に利用する。
給水車、給水タンク、ポリ容器等での運搬給水	(1) 避難所等への応急給水は、原則として市が実施するが、資機材や要員等が不足する場合は、県に対し応援要請を行う。 (2) 医療機関、福祉施設及び救護所等への給水については、他に優先して給水車等で行う。
仮設配管、仮設給水栓等を設置しての仮設給水	(1) 配水管の通水状況を調査し、使用可能な消火栓等又は復旧済みの管路等に仮設給水栓等を接続して応急給水を行う。 (2) 復旧に長期間を要する断水地域に対しては、状況に応じて仮設配管及び仮設給水栓を設置して応急給水を行う。
ミネラルウォーター製造業者等との協力	水道施設により十分な飲料水が確保できない場合には、近隣のミネラルウォーター製造業者等に協力依頼を行う。

### 2 飲料水補給源

飲料水補給源は次のとおりである。

上水道

(令和3年3月末現在)

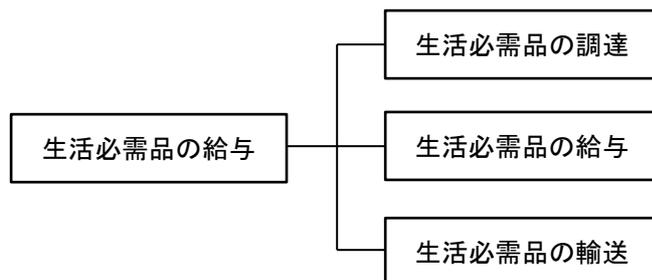
	給水計画 人口(人)	現在給水 人口(人)	1日最大取水量 (立/日)	1日平均配水量 (立/日)	摘要
指宿市	48,600	39,147	24,759	18,122	池田湖 地下水 鰻池 京田湧水
上水道普及率	99.80%				

## 第4節 生活必需品の給与

災害時には、住居の浸水や焼失等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、一部では避難生活の長期化が予想され、特に冬期においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。

このため、被災地の実情を考慮するとともに要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮した上で、迅速に生活必需品を調達し、被災者に給与する。

また、関係機関は、備蓄する生活必需品の給与に関し、相互に協力するよう努める。



### 第1 生活必需品の調達

〔実施責任：日本赤十字社鹿児島県支部，市民課，地域振興課，危機管理課〕

#### 1 備蓄物資の調達

災害救助法が適用された場合等は県が、その他の場合は市が原則として、備蓄物資を調達する。

また、日本赤十字社鹿児島県支部も保管物資を放出する。

##### (1) 市の備蓄、整備

救助用物資の衣料及び生活必需品等は、備蓄・調達目標に基づき態勢を整備し、また、家庭内における衣料及び生活必需品の備蓄の推進を図る。

なお、必要に応じて市内小売業者から求め、又救護薬品等にあつては、健康福祉対策部と連絡をとって充てる。

##### ア 備蓄・調達目標

人口の5%相当

##### イ 災害時の主な生活必需品

次の品目について、備蓄・調達態勢を整えるものとする。

大品目	小品目
寝具	就寝に必要なタオルケット，毛布及び布団 等
外衣	洋服，作業着，子供服 等〔布地は給与しない。(以下同じ。)〕
肌着	シャツ，パンツ 等
身の回り品	タオル，手拭い，靴下，サンダル，傘 等
炊事道具	なべ，炊飯器，包丁，ガス器具 等
食器	茶碗，さら，はし 等
日用品	石鹸，ちり紙，歯ブラシ，歯磨粉 等
光熱材料	マッチ，ローソク，プロパンガス 等

(2) 県の備蓄状況

ア 備蓄場所

始良市平松 6 2 5 2  
鹿児島県防災研修センター

イ 備蓄内容

災害救助法による物資 令和 2 年 4 月 1 日現在

品名	アルファ米	保存水 (500ml)	毛布	タオル	大人用紙 オムツ	ブルーシート
数量	23,994 食	19,648 本	1,584 枚	5,800 枚	1,490 枚	100 枚

(3) 日本赤十字社鹿児島県支部

ア 備蓄場所

鹿児島県支部及び県下 36 の常備地区

イ 備蓄内容

日本赤十字社鹿児島県支部の備蓄内容

令和 2 年 3 月 31 日現在

品名	毛布	緊急セット	タオルケット	ブルーシート
支部倉庫	1,714 枚	343 個	1,945 個	1,144 枚
常備地区	1,950 枚	976 個	1,227 個	1,016 枚
計	3,664 枚	1,319 個	3,172 個	2,160 枚

## 第 2 生活必需品の給与

〔実施責任：日本赤十字社鹿児島県支部，自衛隊，健幸・協働のまちづくり課，地域福祉課，長寿支援課，市民福祉課〕

### 1 市，県及び関係機関等による生活必需品の給与

市，県及び関係機関等による生活必需品の給与は，以下のとおり実施する。

なお，被災者の中でも，交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては，孤立状態の解消に努めるとともに，生活必需品等の円滑な給与に十分配慮する。

また，在宅での避難者，応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者，所在が把握できる広域避難者に対しても生活必需品等が給与されるよう努める。

機関名	内容
市	<p>(1) 市は，次の情報を収集し，被災者に対する給与の必要品目及び必要量の判断をする。</p> <p>なお，被災地で求められる物資は，時間の経過とともに変化することを踏まえ，時宜を得た生活必需品等の調達に留意する。また，夏季には扇風機等，冬季には暖房器具，燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。</p> <p>ア 被災者や避難所の状況 イ 医療機関，社会福祉施設の被災状況</p> <p>(2) 被服，寝具，その他生活必需品物資を，備蓄物資又は流通在庫から調達</p>

	<p>確保し給与を実施する。</p> <p>(3) NPO法人やボランティア団体等との連携も図り、自力で生活必需品の給与を受けることが困難な要配慮者を支援したり、被災者が多数発生した場合の円滑な給与を実施する。</p> <p>(4) 激甚災害等のため市だけで実施困難の場合には、県、隣接市町村及び関係機関へ応援要請する。</p>
県 (くらし保健福祉部)	<p>市のみでは生活必需品の給与が困難と判断される場合は、必要とする品目、所要給水量、運搬ルート等の情報を集約し、関係機関等（内閣府、他都道府県、自衛隊等）への応援要請等必要な措置を講ずる。</p>
日本赤十字社 鹿児島県支部	<p>県、市と調整の上、備蓄物資を避難所等へ配分する。</p> <p>災害救助法が適用されない災害においても、独自の判断で備蓄物資を配分する場合がある。</p>
陸上自衛隊	<p>知事の要請に基づきその保管し、管理する次の救助物資を緊急事態の場合、被災者に貸与し、県や市による救助物資の給与は貸与が実施されるまでの間の被災者の保護を図るものとする。・寝具（毛布）・外衣（作業服上下）</p>
その他の防災機関	<p>当該機関が管理し、保管する救助物資を積極的に放出して市又は県が実施する被災者の保護に協力するものとする。</p>

## 2 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

## 3 市長の要請による法外援護

市長の要請による法外援護は、以下のとおりである。

物資等の供給

区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人 を増すごとに 加算する額
全焼・全壊・流失	14,800円	19,100円	28,100円	33,600円	42,600円	6,300円
半焼・半壊 床上浸水	4,800円	6,500円	9,800円	11,900円	15,000円	2,100円

## 4 義援物資

(1) 市に送付されてきた義援物資類の保管は、健康福祉対策部において適宜保管場所（倉庫）を定めて保管し、金品については、会計課において保管する。

(2) 物資・金品等の配分については、災害の程度、義援物資の数量等により、その都度配分計画をたて配分する。

物資類保管予定場所は、次のとおりとする。

地区	保管場所	責任者	備考
指宿庁舎	北側別館・老人福祉センター	物資供給班	
山川庁舎	山川文化ホール	総務班(支所対策部)	
開聞庁舎	開聞老人福祉センター	〃	

### 第3 生活必需品の輸送

〔実施責任：市民課，地域振興課，危機管理課〕

#### 1 市及び県による輸送

- (1) 市が調達した生活必需品の市集積地までの輸送及び市内における生活必需品の移動は市長が行う。
- (2) 県が調達した生活必需品の市集積地までの輸送は原則として知事が行う。ただし，輸送区間及び輸送距離等の事情から知事が必要を認めたときは，市に供給する生活必需品について市長に引取を指示することができる。

#### 2 自衛隊等への輸送要請

交通途絶等により，緊急の用に間に合わないおそれのある場合は，市長は知事に要請し，知事は自衛隊法第 83 条の規定に基づき，自衛隊に災害地までの運送を要請し，要請を受けた自衛隊は輸送を担当することができる。

#### 3 輸送方法等

輸送方法は，貨物自動車等による陸上輸送を主とし，孤立地区等については，船舶やヘリコプター，航空機等を利用する。

(輸送機関の調達などについては，第3部第2章第9節「緊急輸送」参照)

(第2部第2章第6節別記「孤立集落対策マニュアル」を参照)

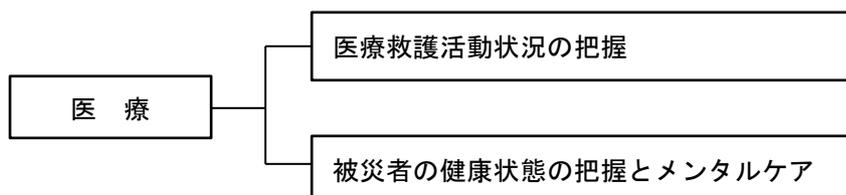
#### 4 集積地の指定及び管理

- (1) 市は，あらかじめ定めた生活必需品の市集積地を活用し，調達した生活必需品の集配拠点とする。
- (2) 災害が発生した場合において，知事が必要と認めたときは広域の集積拠点を設け，県で調達した生活必需品の集配中継地とする。
- (3) 生活必需品の集積を行う場合は，集積地ごとに管理責任者及び警備員を配置し，物資管理の万全を期するものとする。

## 第5節 医療

災害時の初期の医療活動については、「第2章第10節緊急医療」に基づき救命活動を必要な期間実施する。事態が安定してきた段階で、被災者の避難生活の長期化や被災した医療機関の機能麻痺が長期化した場合に対し、市をはじめとする防災関係機関は、被災地住民の医療の確保に万全を期す必要がある。

このため、避難生活が長期化した被災地においては、健康状況の把握やメンタルケア等を行う。



### 第1 医療救護活動状況の把握

〔実施責任：国保介護課，健康増進課，指宿医師会，指宿市歯科医師会，指宿市薬剤師会〕

#### 1 被災地における医療ニーズのきめ細やかな把握

市は、次の情報を県（くらし保健福祉部）及び指宿保健所に報告するとともに、医療救護活動を迅速・的確に推進する。

- (1) 避難所での医療ニーズ
- (2) 医療機関，薬局の状況
- (3) 電気，水道の被害状況，復旧状況
- (4) 交通確保の状況

#### 2 医療救護活動情報の集約及び広報・相談活動の実施

市（健康福祉部）は、以下の情報を集約の上、広報統計班を通じて報道機関に広報を依頼し、一般に知らせる。また、相談専用電話を設置し、市民からの問い合わせに応じる。

- (1) 医療機関の被災状況，稼働状況
- (2) 医療救護班の派遣及び医療救護拠点の設置状況
- (3) 現地での医薬品，人員等の確保状況
- (4) 医療救護活動に関連した緊急輸送ルート及び輸送手段の状況
- (5) 負傷者の発生状況
- (6) 移送が必要な入院患者の発生状況
- (7) 透析患者等への医療体制確立状況

## 第2 被災者の健康状態の把握とメンタルケア

[実施責任：長寿支援課，地域福祉課，健康増進課，健幸・協働のまちづくり推進室，  
日本赤十字社鹿児島県支部，指宿医師会，指宿市歯科医師会，指宿市薬剤師会]

### 1 被災者の健康状態の把握

市及び県（くらし保健福祉部）は，被災地，特に避難所において生活環境の激変に対し，被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いことから，被災者の健康管理を行う。

- (1) 必要に応じて避難所への救護所等の設置やD P A T派遣等により心のケアを含めた対策を行う。
- (2) 高齢者，障害者，子ども等要配慮者に対しては，福祉施設等への入所，ホームヘルパーの派遣，車椅子等の手配等特段の配慮を行う。
- (3) 保健師等による巡回相談を行う。

### 2 メンタルケア

被災のショックや長期にわたる避難生活などによる災害ストレスは，しばしば心身の健康に障害を生じさせることから，D P A Tや日赤こころのケア指導者をはじめ他の保健医療チーム等と連携し，被災者に対するメンタルケアや精神疾患患者に対する医療を確保する必要がある。

#### (1) メンタルヘルスケア

ア 市保健センター及び保健所等を拠点に精神相談室を設けるとともに，巡回精神相談班を編成して，被災者に対する相談体制を確立する。

イ 県は精神保健福祉センターで精神保健に関する情報提供及び電話相談を行う。

#### (2) 精神疾患患者対策

ア 被災した精神科病院の入院患者については，関係機関と連携を取り，被災を免れた地域の精神科病院に転院させる。

イ 通院患者は，主治医との関係が重要であることから，仮設外来を設置するなど被災病院の早期復旧を図る。

また，服薬中断が生じないよう保健所を拠点に精神科診療所を設置するとともに，巡回精神相談班によって診療にあたる。

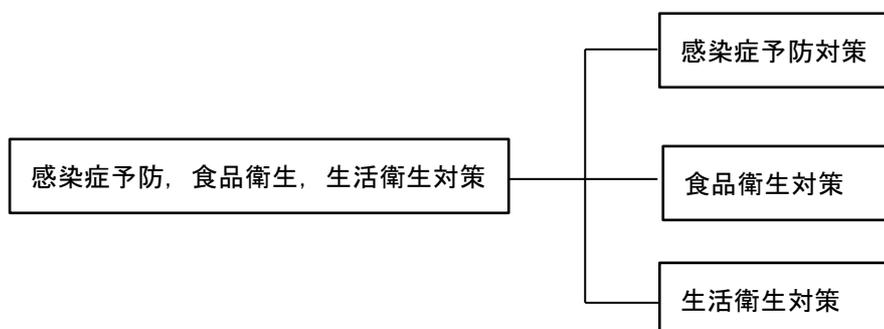
ウ 措置患者の緊急の受入れは県立始良病院で行うこととし，患者の搬送は民間精神科病院の協力を得て行う。

- (3) 近県の精神保健医療従事者等の受入れ必要に応じ，近県の精神保健医療従事者の応援を要請するとともに，精神保健ボランティアの受入れ体制の確立を図る。

## 第6節 感染症予防，食品衛生，生活衛生対策

災害時には，建物の浸水や焼失及び高潮水害等による多量のごみ・がれきの発生とともに，不衛生な状態から感染症や食中毒等の発生が予想される。特に多数の被災者が収容される避難所等において，その早急な防止対策の実施が必要である。

このため，感染症予防，食品衛生，生活衛生に関し，適切な処置を行う。



### 第1 感染症予防対策

〔実施責任：環境政策課，健康増進課〕

#### 1 感染症予防対策の実施者

実施者	実施内容
知事	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）又はその他法令等に基づいて感染症予防上必要な諸措置を行う。
市長	知事の指示，命令に従って応急感染症予防に関する計画の樹立と感染症予防上必要な措置を行う。

#### 2 感染症予防実施の県，市町村の組織体制

災害による感染症予防のための県（保健所）及び市における各種作業実施の組織編成は，次のとおりとする。

##### （1）県の疫学調査班の編成

県（保健所）は，疫学調査のため疫学調査班を編成する。

医師	保健師又は看護	臨床検査技師	事務連絡員	計	班数
1名	1名	1名	1名	4名	13班

##### （2）市の感染症予防班の編成

市は，感染症予防作業のために環境・生活衛生班の中に感染症予防班を編成する。

感染症予防班は，市の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

班の編成

班長	班員	器具類	備考
1名	2名	噴霧器・散布器等	

### 3 知事による感染症予防措置の指導及び指示命令等

(1) 知事は、災害発生とともに保健所をして、市が行う消毒並びにねずみ族、昆虫等の駆除、その他必要な感染症予防措置について実情に即応する適切な感染症予防指導を行わせる。

特に、被災激甚な市町村に対しては、本庁職員を派遣し被災状況を調査し、感染症予防の実施方法及び基準等を示して指導に当たらせるものとする。

(2) 知事は、感染症予防上次に掲げる事項の指示又は命令を発する必要を認めるときは、市における災害規模、様態などに応じ、その範囲及び期間を定めて速やかに所要の措置を講ずる。

ア 感染症法第 27 条第 2 項の規定による消毒に関する指示

イ 感染症法第 28 条第 2 項の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示

(注) この場合地域を指定するが、県が市又はその一部の地域を定める場合の基準はおおむね次のとおりとする。

- ・ 市又はその一部の地域の被害率が 10% を越える場合
- ・ 市又はその一部の地域の被害率が 5% 以上、10% 未満で、その被害が集約的かつ甚大である場合
- ・ 市又はその一部の地域の被害率が 5% 未満で市役所等を含む中心集落が壊滅的な被害を受け、市の機能が著しく阻害された場合
- ・ 相当の震災、火災のあった場合

**【被害率】**

全半壊（焼）流失及び床上浸水の戸数の合計に床下浸水の戸数の 5 分の 1 を加えた数を総戸数で除したパーセントをいう。

ウ 感染症法第 29 条第 2 項による物件の措置に関する指示

エ 感染症法第 31 条第 2 項の規定による生活用水の供給の指示

オ 予防接種法第 6 条の規定による臨時予防接種に関する指示

### 4 県における感染症予防業務

感染症予防業務	内 容
疫学検査	<p>ア 感染症患者の発生状況を正確に把握し、患者又は保菌者に対しては速やかに適切な措置を講ずる。</p> <p>イ 疫学調査班は、患者が現に発生している地域、避難所、滞水地域その他衛生環境の良好でない地域を優先して、緊急度に応じて計画的に順次調査し患者の早期発見に努める。</p> <p>ウ 滞水地域においては通常週 1 回以上、避難所においてはできる限り頻繁に調査を行う。</p> <p>エ 市、地域組織等関係機関の協力を得て情報の的確な把握に努める。</p>
健康診断	<p>疫学調査班は、疫学調査の結果必要があるときは感染症法第 17 条第 1 項の規定により健康診断を受けるよう勧告し、勧告に従わない時は、健康診断を受けさせる。（感染症の疑わしい症状のある者及び接触者の菌検査をするものとする。）</p>
臨時予防接種	<p>知事は感染症の発生予防上必要があると認めるときは、予防接種法第 6 条の規定により、対象者及び期日又は期間を指定して、臨時に予防接種を行い、又は市長に行うように指示するものとする。</p>
予防教育及び広報活動	<p>災害時における感染症の予防に関する注意事項を周知させるため、チラシ、リーフレット等の作成あるいは報道機関の活用などにより、速やかに</p>

	被災地域住民に対する予防教育及び広報活動を行う。
感染症予防用資器材等の調達あつせん	市長の要請に基づき感染症予防並びに予防接種用資器材等の調達あつせんを行う。

## 5 市における感染症予防業務

感染症予防業務	内 容
消 毒	知事の指示に基づき、速やかに消毒を実施するものとする。 なお、消毒の方法は、感染症法施行規則第 14 条の規定により、対象となる場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、十分な消毒が行えるような方法により行うこと。
ねずみ族、 昆虫等の駆除	知事が定めた地域内で、知事の指示に基づき、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施するものとする。 なお、駆除の方法は、感染症法施行規則第 15 条の規定により、対象となる区域の状況、ねずみ族又は昆虫等の性質その他の事情を勘案し、十分な駆除が行えるような方法により行うこと。
患者等に対する措置	被災地において、感染症の患者等が発生したときは感染症法に基づいた対策をとる。
生活用水の供給	知事の指示に基づき、生活用水の使用停止期間中継続して生活用水の供給を行うものとする。 生活用水の供給方法は、容器による搬送、ろ水器によるろ過給水等現地の実情に応じ適宜な方法によって行うこと。この際、特に配水器の衛生的処理に留意すること。
避難所の感染症予防指導等	避難所は、施設の設備が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因になることが多いことから、県の指導のもとに感染症予防活動を実施する。 この際、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て感染症予防の万全を期するものとする。なお、感染症予防活動の重点項目は次のとおりとする。 ア 疫学調査 イ 消毒の実施 ウ 集団給食の衛生管理 エ 飲料水の管理 オ その他施設の衛生管理 カ 新型インフルエンザ等の感染者用避難施設の設置
予防教育及び広報活動	保健所長の指導のもとにリーフレット、チラシ等の作成あるいは衛生組織その他各種団体を通じて被災地域住民に対する予防教育を徹底するとともに、広報活動を強力に実施する。

## 第2 食品衛生対策

[実施責任：健康増進課]

### 1 食品衛生対策の実施者

実施者	実施内容
知事	(1) 食品関係業者及び一般消費者等に対し、食品衛生指導を実施する。 (2) 被災地営業施設及び避難所その他炊き出し施設の実態を把握し、適切な措置を講ずることによって不良食品を排除し、供給される食品等の安全性の確保を図る。 (3) 一般家庭については、市と連携・協力し、食品衛生上の危害の発生防止について啓発指導を行う。

### 2 実施方法

#### (1) 避難所その他炊き出し施設

関係機関と密接な連携をとって施設の実態を把握し、現地指導の徹底によって事故の発生を防止する。

##### 【重点指導事項】

- ア 手洗消毒の励行
- イ 食器、器具の洗浄、消毒
- ウ 調理従事者の健康管理
- エ 食品の衛生確保、消費期限等の管理の徹底

#### (2) 営業施設

被災の状況を速やかに把握し、被災施設を重点的に監視するとともに保存又は製造されている食品等の検査を実施することによって不良食品の供給を排除する。

##### 【重点監視指導事項】

- ア 滞水期間中の営業自粛
- イ 浸水を受けた施設の清掃、消毒
- ウ 使用水の衛生管理
- エ 汚水により汚染された食品の廃棄

#### (3) 業者団体の活用

災害の規模により、食品衛生監視員のみでは十分な監視指導ができない場合もあると考えられるので、状況により食品衛生協会の協力を求め、速やかな状況把握と衛生指導を行う。

##### 【活動内容】

食品衛生指導員による次の活動を行う。

- ア 営業施設の巡回指導
  - (ア) 営業所及びその周辺の清掃、整理整頓
  - (イ) 容器、器具類の洗浄、消毒
  - (ウ) 使用器具、機械の点検
  - (エ) 食品並びに原材料の取り扱い

(オ) 使用水の殺菌, 消毒 イ その他 営業所並びにその家族, 従業員の健康診断, 検便等の指導, その他保健所の指示, 指導する事項についての協力
---

(4) 被災家庭

被災地域の一般家庭に対し, 次の啓発活動を行う。

**【指導事項】**

ア 手洗いの励行 イ 食器類の消毒使用 ウ 食品の衛生保持
-------------------------------------

### 第3 生活衛生対策

[実施責任：環境政策課]

#### 1 生活衛生対策の実施者

実施者	実施内容
知事	(1) 生活衛生関係事業者(旅館, 理美容, 公衆浴場, クリーニング業等)及び一般消費者等に対する指導を実施する。 (2) 被災地営業施設の実態を把握し, 適切な措置を講ずることによって, 生活衛生上の危害の発生防止について, 啓発指導を行う。

#### 2 実施方法

(1) 営業施設

営業施設の被災の状況を速やかに把握し, 被災施設を重点的に監視する。

**【重点監視指導事項】**

ア 滞水期間の営業の自粛 イ 浸水を受けた施設の清掃, 消毒 ウ 使用水の衛生管理
---

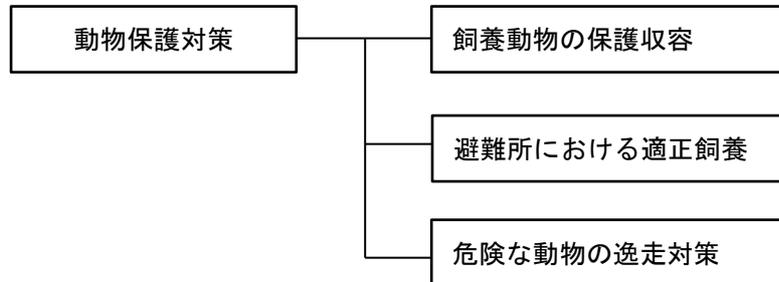
(2) 業者団体等の活用

災害の規模により, 環境衛生監視員のみでは十分な監視指導ができない場合もあると考えられるので, 状況により生活衛生営業指導センター, 生活衛生同業組合等の協力を求め, 速やかな状況把握と衛生指導を行う。

## 第7節 動物保護対策

〔実施責任者：環境政策課，指宿警察署〕

被災した飼養動物の保護収容，避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について，関係機関と連携し必要な措置を行う。



### 第1 飼養動物の保護収容

放浪している犬，ねこ等の飼養動物の保護収容については，迅速かつ広域的に対応が求められていることから，市，獣医師会，動物愛護団体，動物愛護ボランティア等と協力し，収容場所を確保し保護収容を実施する。

### 第2 避難所における適正飼養

避難所等において，動物の飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど，動物の愛護及び環境衛生に努める。

また，獣医師会と協力して，獣医師の派遣等を行う。

### 第3 危険な動物の逸走対策

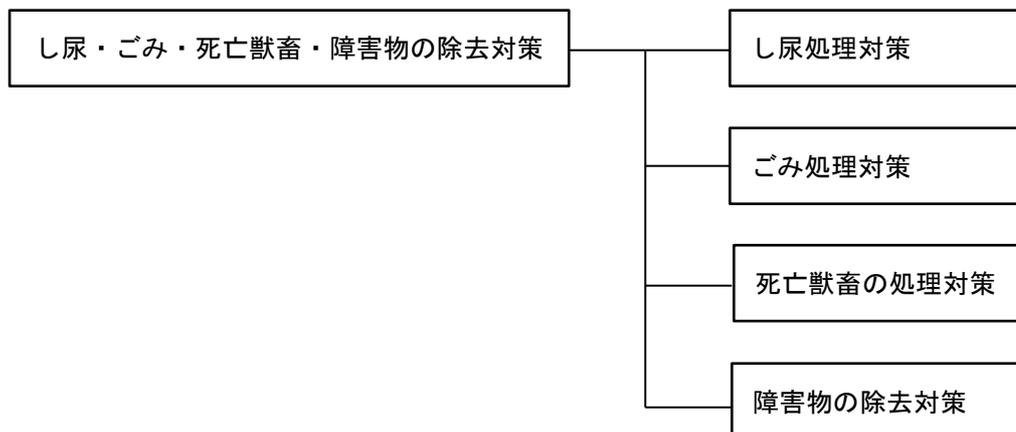
危険な動物が飼養施設から逸走した場合は，飼養者，警察その他関係機関と連携し，状況把握と必要な措置を講ずる。

## 第8節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策

災害時には、建物の浸水や焼失及び高潮水害等により多量のごみ・がれきの発生が予想される。

また、ライフライン等の被災により水洗トイレ等の使用に支障をきたし、し尿処理の問題が生じる。特に多くの被災者のいる避難所等での仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。

このため、し尿・ごみ・死亡獣畜の処理及び障害物の除去に関し、必要な措置を行う。



### 第1 し尿処理対策

〔実施責任：環境政策課・建設課〕

#### 1 し尿処理の方法

災害によるライフラインの被災に伴い、下水道機能を活用したし尿処理が困難となることが想定される。また、その他の処理は市内のくみ取り業者をもって行う。

なお、し尿の処理方法は以下のとおりとする。

- (1) 水を確保することによって、下水道機能を有効活用する。
- (2) (1)の対策と併せ、仮設トイレ等を使用する。

なお、貯留したし尿の処理は原則として、し尿処理施設及び下水道の終末処理場で行うが、やむを得ない場合は、農地還元等環境衛生上支障のない方法により処分する。

#### 2 避難所等のし尿処理

##### (1) 避難所

発災後、断水した場合には、学校のプール、河川等の確保した水を利用し、下水道機能の活用を図る。また、水洗トイレが不足する場合を想定して、便槽付きの仮設トイレを準備する。

##### (2) 地域

ライフラインの供給停止により住宅において従前の生活ができなくなった地域においても、可能な限り水洗トイレを使用できるようにする。このため、井戸、河川水等によって水を確保して下水道機能の活用を図る。

なお、家庭、事業所では、平素から水の汲み置き等により、断水時における生活用水の確保に

努める。便槽付きの仮設トイレ等が使用できる場合には、併せてこれも利用し、地域の衛生環境の保全に努める。

### 3 仮設トイレ等によるし尿処理

#### (1) 仮設トイレ等の設置

関係機関は、仮設トイレ等の設置にあたっては、次の事項について配慮する。

##### ア 設置体制等

市は、仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等を整備する。

##### イ 高齢者・障害者に対する配慮

仮設トイレ等の機種選定にあたっては、高齢者・障害者等に配慮する。

##### ウ 設置場所等の周知

市は、仮設トイレ等の設置にあたって収集可能な場所をあらかじめ選定しておくとともに、これを周知する。

#### (2) し尿収集・処理計画

##### ア 仮設トイレ等の設置状況の把握

市は災害が発生した場合、県災害廃棄物処理計画や市災害廃棄物処理計画も踏まえ、仮設トイレ等の設置状況を把握し、収集体制を整備する。

##### イ 収集作業

市は、被害状況、収集場所等の情報を基にして、くみ取りを必要とする仮設トイレ等のし尿を収集し、し尿処理施設に搬入して、し尿の処理・処分を行う。

### 4 し尿収集の応援体制の確立

#### (1) 基本方針

し尿の量、し尿処理施設の被害状況等により、被災した市町村等のみでは、し尿処理が困難と認められる時は広域的な応援の要請を行う。

#### (2) 実施する対策

市は、県災害廃棄物処理計画や市災害廃棄物処理計画を踏まえ、市の能力のみでは実施困難と認められるときは、被災の軽微な、又は被災をまぬがれた市町村からの応援を得るなどして収集体制を整備する。

## 第2 ごみ処理対策

〔実施責任：環境政策課〕

### 1 ごみの収集、運搬及び処分の方法

(1) 市長は、現有の人員、市委託業者等を活用するほか、必要により、一般廃棄物及び産業廃棄物の収集・運搬・処分業者、各種団体などの協力を得て、ごみの収集運搬及び処分に努める。

(2) ごみの収集にあたっては、排出される災害ごみを迅速、計画的に処理するため、ダンプやトラ

ック、タイヤショベル等の重機借上を積極的に行い、車両をできるだけ多く確保するよう努める。

また、ごみの処理は、ごみ処理施設で焼却やリサイクル等を行うことを原則とするが、市で処理できない場合には、仮置場にて保管し、近隣の市町村のごみ処理施設等で適正に処理する。

- (3) 市長は、県災害廃棄物処理計画や市災害廃棄物処理計画も踏まえ、あらかじめ、ごみの収集運搬体制や仮置場の予定場所等定めておくとともに、近隣の市町村と緊急時の施設の利用や、必要な資機材、人員等を確保するための協力体制について協議しておく。

## 2 ごみ収集の応援体制の確立

### (1) 基本方針

ごみの量、ごみ処理施設の被害状況等により、市のみでは、ごみ処理が困難と認められるときは広域的な応援の要請を行う。

### (2) 実施する対策

市は、県災害廃棄物処理計画や市災害廃棄物処理計画もを踏まえ、当該市の能力のみでは実施困難と認められるときは、被災の軽微な、又は被災をまぬがれた市町村からの応援を得るなどして収集体制を整備する。

また、廃棄物関係団体やボランティアなどについて、その応援能力等を十分調査のうえ、応援協定の締結を行うなど協力体制を整えておく。

## 3 ごみ処理の施設等の設置状況

### 【ごみ処理施設（焼却施設）】

平成31年4月1日現在

設置主体名	規模 (t/日)	炉数	焼却炉の構造		施設所在地	施行業者	ばいじん 処理方法	灰 溶 融	
			燃焼方式	着工					竣工
指宿広域市町村圏組合	54.00	2	准連 ストーカー (可動)	27	28	指宿市十町 4692-1	協和エクス シオ・五洋建設 JV	バグフィル タ	無

### 【し尿処理施設】

平成31年4月1日現在

設置主体名	規模 (kl/日)	処理方法	工事年度		施設所在地	施行業者	高度処理	備考
			着工	竣工				
指宿広域市町村圏組合	134	膜分離・高負荷・脱窒	21	23	指宿市開聞仙 田711-4	三井造船 環境エンジニア リング	活性炭 吸着	

【ごみ収集・運搬器材】

平成31年4月

ごみ											
委託				許可				合計			
収集車		運搬車 (収集運搬部門)		収集車		運搬車 (収集運搬部門)		収集車		運搬車 (収集運搬部門)	
(台)	(t)	(台)	(t)	(台)	(t)	(台)	(t)	(台)	(t)	(台)	(t)
10	23	0	0	115	297	0	0	125	320	0	0

【し尿収集・運搬器材】

平成31年4月

し尿																	
委託						許可						合計					
収集車				運搬車		収集車				運搬車		収集車				運搬車	
バキューム車		その他				バキューム車		その他				バキューム車		その他			
(台)	(t)	(台)	(t)	(台)	(t)	(台)	(t)	(台)	(t)	(台)	(t)	(台)	(t)	(台)	(t)	(台)	(t)
0	0	0	0	0	0	33	139	0	0	0	0	33	139	0	0	0	0

第3 死亡獣畜の処理対策

〔実施責任：環境政策課，農産技術課〕

1 処理方法（所轄保健所長の許可を受けて処理する場合）

死亡獣畜の処理は，原則として化製場又は獣畜取扱場で処理するが，やむを得ない場合は，指宿保健所長の指示を受けて処理する。

- (1) 死亡獣畜を運搬するときは，死亡獣畜が露出しないようにし，かつ，汚液が露出しないようにすること。
- (2) 死亡獣畜は速やかに埋却すること。この場合において，地表面から埋却した死亡獣畜までの深さは1メートル以上とし，かつ，地表面30センチメートル以上の盛土をすること。
- (3) 死亡獣畜を埋却する場所には，消毒その他の必要な措置を講ずること。
- (4) 埋却現場には，その旨を標示すること。
- (5) 埋却した死亡獣畜は，埋却後1年間は発掘しないこと。ただし，知事の許可を受けた場合は，この限りでない。

第4 障害物の除去対策

〔実施責任：環境政策課，土木課，関係機関〕

1 障害物除去の実施者

障害物のうち，住家及びその周辺に流入した障害物の除去について，自己の資力では除去できない場合は，市長が行い，公共その他の場所に流入した障害物の除去は，それぞれ管理者が行うものとする。

なお，場合によっては危機管理課を経由して指宿市消防団に依頼する。

## 2 障害物の集積場所の選定

障害物の流入してくるおそれのある箇所（河川、鉱山の付近・がけ下等）においては、かねてから、付近の適当な場所を選定して必要な措置を講じておくほか、随時災害発生場所の状況により、障害物の種類数量等を考慮して適当な集積場所をその都度選定する。

なお、土石・竹木等の障害物は可能な限り現地処理するものとする。

## 3 障害物の集積場所の選定

障害物の除去に必要な機械器具及び所要人員の保有に努めるとともに、不足する場合は業者の保有する機械器具及び人員を調達するよう、かねてから十分協議しておく。

## 4 障害物の保管場所並びに期間、及び帰属

- (1) 物件の保管場所は、本庁及び各支所とする。
- (2) 物件を保管したときは、保管を始めた日から14日間その物件を公示する。
- (3) 保管した工作物等又は売却した代金は、公示の日から起算して6ヶ月を経過しても返還する相手が不明等で返還できないときは、その工作物等又は売却した代金等は市に帰属するものとする。

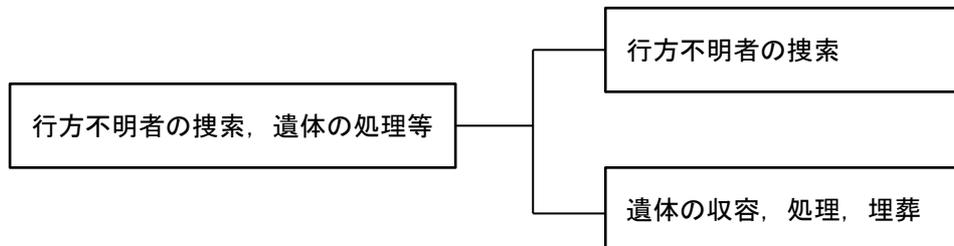
## 5 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

## 第9節 行方不明者の搜索，遺体の処理等

災害時の混乱期には，行方不明になっている者（生存推定者，生死不明者，死亡推定者の全て）が多数発生することが予想され，それらの搜索，収容等を早急に実施する必要がある。

このため，迅速かつ確かな行方不明者の搜索を行うとともに，多数の死者が発生した場合は，遺体の処理等を適切に行う。



### 第1 行方不明者の搜索

〔実施責任：第十管区海上保安本部，指宿警察署，指宿南九州消防組合，危機管理課，関係機関〕

#### 1 関係機関への通報

市長は，災害により行方不明者が発生したことを知ったときは，直ちに，指宿警察署（派出所・駐在所を含む。）に通報するものとする。この場合，行方不明者の搜索が海上に及ぶときは，第十管区海上保安本部（海上保安部署を含む。）に通報し，搜索を依頼するものとする。

なお，通報に際しては，次の事項を併せて通報するものとする。

- (1) 行方不明者の人員数
- (2) 性別及び特徴
- (3) 行方不明になっているものと思われる地域
- (4) 行方不明となった年月日，時刻等
- (5) その他行方不明の状況

#### 2 行方不明者の搜索隊の編成

##### (1) 市搜索隊の編成

指宿警察署とともに行方不明者の搜索を行うため，市搜索隊を編成する。

市搜索隊の編成に際しては，消防機関及び住民防災組織の活用を図り，概ね次のとおり編成する。

なお，災害時の行方不明者の搜索が海上に及ぶ場合は，第十管区海上保安本部の巡視艇等により搜索を行う。

ア 第1種搜索隊（搜索範囲が狭小で搜索が容易なとき。）

各消防分団，必要な各協力部，地区協力者により編成

イ 第2種搜索隊（搜索範囲がやや広大で搜索が困難とされるとき。）

隣接の消防分団，各協力部，地区協力者により編成

- ウ 第3種捜索隊（捜索範囲広大で捜索が困難であるとき。）  
市消防機関全員，各協力部，市内各地区協力者により編成

### 3 捜索の実施方法等

#### (1) 捜索の方法

捜索範囲等	捜 索 の 方 法
捜索の範囲が 広い場合	ア 捜索範囲をよく検討し，これをいくつかの区域に分ける。 イ 捜査部隊にそれぞれの責任区域を持たせる。 ウ 各地区では，合理的，経験的に行方不明者の所在の重点を定め，重点的に行う。
捜査範囲が 比較的狭い場合	ア 災害前における当該地域，場所，建物などの正確な位置を確認する。 イ 災害後における地形，建物などの移動変更などの状況を検討する。 ウ り災時刻などから捜査対象の所在を認定し，災害により，それがどのように動いたかを検討し捜索の重点を定め，効果的な捜索に努める。
捜査場所が 河川，湖沼の場合	ア 平素の水流，湖沼の実情をよく調査する。 イ 災害時にはどのような状況を呈していたかをよく確認する。 ウ 合理的，経験的に判断して行方不明者がどのような経路で流されるか，移動経路をよく検討し，捜索を行う。

#### (2) 広報活動

捜索をより効果的に行うため，捜索地域内はもちろん，広く関係者の積極的な協力が得られるよう各種の広報を活発に行う。

#### (3) 装備資材

捜索に使用する車両，船艇その他の装備資材は，有効適切な活用に努めるとともに，市及び指宿警察署で所有する車両，船艇等が不足するときは，関係機関に対し協力を依頼する。

#### (4) 必要帳票等の整備

市は，行方不明者（遺体）の捜索を実施した場合，次の書類・帳票を整備する。

- ア 救助実施記録日計表
- イ 被災者救出用（捜索用）機械器具・燃料受払簿
- ウ 被災者救出（遺体の捜索）状況記録簿
- エ 被災者救出用（遺体の捜索用）関係支出証拠書類

### 4 行方不明者発見後の処理

区 分	負傷者等	遺 体
第十管区 海上保安 本部	市長に引渡す	刑事訴訟法，警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律，海上保安庁死体取扱規則の定めるところにより，死体調査及び検視を行い，明らかに災害による死亡と認められるときは，その後，遺族等の引取人又は市長に引渡す。
指宿警察 署	医療機関に 收容する	刑事訴訟法，警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律，検視規則，死体取扱規則等の定めるところにより，死体調査及び検視を行い，その後，遺族等の引取人又は市長に引渡す。
市	医療機関に 收容する	警察署長又は海上保安部署長に通報し，警察官又は海上保安官による死体調査及び検視後，遺族等の引取人への引渡し又は遺体收容場所に收容する。

捜索に関しては、負傷者の救護、遺体の検案等が円滑に行われるよう、医療機関との緊密な連絡を保持するものとする。

## 第2 遺体の収容、処理、埋葬

〔実施責任：第十管区海上保安本部、指宿警察署、地域福祉課、環境政策課〕

### 1 遺体の収容、処理

(1) 死体調査及び検視(以下「検視等」という。)の実施

- ア 警察官及び海上保安官は、遺体を発見し、又は遺体発見の通報を受けた場合は、検視等に要する資機材を整備する。
- イ 警察官及び海上保安官は、多数の遺体が発見され、現地での検視が困難な場合である場合は、検視等の遺体処理を行う場所(以下「検視場所」という。)及び遺体収容場所に搬送し、検視等を行う。この場合において、身元確認作業等については、必要に応じ、指紋、歯牙、DNA鑑定等の科学的根拠に基づいて実施する。
- ウ 市捜索隊が自ら遺体を発見した遺体も警察官及び海上保安官による検視等、身元確認作業のため、あらかじめ指定された検視場所及び遺体収容場所へ収容する。

(2) 遺体の収容

- ア 市長は、災害によって多数の死者が発生することを想定し、検視場所及び遺体収容場所をあらかじめ選定する。
- イ 検視場所及び遺体収容場所の選定にあたっては、次の事項に留意の上、施設管理者の合意を得て選定する。
  - 遺体を公衆の面前にさらさない場所である。
  - 遺体の洗浄、処理等の処理作業に便利である。
  - 遺体の検視等、身元確認が容易に行える場所である。
  - 遺体の数に相応する施設である。
  - 駐車場があり、長時間使用できる。

【検視場所】※収容場所も兼ねる

施設名	所在地
指宿市民会館	指宿市東方 12000
旧山川小学校体育館	指宿市山川福元 558-1
開間武道館	指宿市開間十町 2764

ウ 警察官及び海上保安官は、検視等を終えて身元確認できない遺体は全て市長に引き渡す。

市長は、警察官及び海上保安官から、検視等を終えた遺体の引継ぎを受け、身元特定され、引取人である遺族等からの申し出があった場合は速やかに遺体を引き渡し、引取人等のない遺体については、遺体収容場所に収容する。

### 【遺体収容場所】

地区名	収容先	連絡先	所在地
湊・潟口	大願寺	22-3458	湊中
尾掛	尾掛公民館		尾掛
宮ヶ浜	信楽寺	25-2305	宮ヶ浜
岩本	光泉寺	25-2515	岩本中
瀬崎	瀬崎公民館		瀬崎
中浜	中浜公民館		中浜
町区	正龍寺	34-0326	町区
福元	照光寺	34-0286	新生町
岡児ヶ水	西勝寺	35-0024	岡児ヶ水
大山	大仙寺	34-0015	大山
開聞十町	老人福祉センター	32-4295	西開聞
開聞十町	開聞寺	32-2210	中組
開聞川尻	大円寺	32-3234	川尻上
開聞川尻	浄念寺	32-2141	川尻蛭子

#### (3) 遺体の処理

ア 小災害時等で遺体の状態が比較的正常で、顔貌で身元確認が可能であり、かつ、引取人である遺族等の申し出があった場合は直ちに遺族等に引渡す。

イ 遺体の識別が困難なとき、伝染病予防上又は災害で遺族等が混乱しているとき等は、必要に応じ遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を実施する。

ウ 遺体の確認及び死因究明のため検案を行う必要があるが、遺体の検案は、原則として第3部第2章第10節「緊急医療」による救護班により行う。

ただし、遺体が多数のとき、又は救護班が他の業務で多忙なとき等は、市医師会と連携し、一般開業医により行うものとする。

エ 遺体の識別、身元究明等に長日時を要するとき、又は遺体が多数で埋葬に長日時を要する場合等は遺体を遺体収容場所に一時保存する。

オ 災害救助法が適用される災害において、多数の死傷者が発生し、遺体の搬送及び棺等葬祭用品の必要が生じた場合は、県の「災害時における遺体の搬送、棺等葬祭用品の供給等に関する協定」に基づき関係事業者への要請等必要な措置をとる。

カ 市長は、警察、海上保安庁と共同して、災害による行方不明者の届出受理及び収容された遺体の遺族等による確認、並びに遺族が判明した遺体の引渡しを行う。

なお、遺体の身元確認に関しては、顔貌だけでなく、所持品、検視、検案後に行われる警察による指紋、歯牙、DNA等の鑑定結果等の情報を総合的に判断し、出来る限り科学的な根拠に基づいて特定する。

## 2 遺体の埋葬等

### (1) 遺体の埋葬

ア 身元の判明しない遺体又は遺体の引取人である遺族等が判明していても、災害時の混乱で遺体を引取ることができないもの並びに災害時の混乱の際死亡したもので各種事情により遺族等によ

る埋葬ができないものについては、市が埋葬を行うものとする。

イ 埋葬は、混乱期であるので応急的仮葬とし、その土地の事情及びそのときの状況により、火葬又は土葬等の方法により行うものとするが、身元不明あるいは災害時の死亡等でもあり火葬することが望ましい。

ウ 市の火葬場、処理能力等

火葬場名称	所在地	1日の処理能力		使用燃料	摘 要
		通常	24時間		
指宿火葬場	十二町小田	12体	36体	灯油	3炉
山川火葬場	福元見上迫	8体	24体	重油	2炉

(2) 身元不明者の措置

身元不明者の遺体については、埋葬前に身元の判明に必要なすべての資料を保存するようにし、各種広報照会、その他の身元判明の措置を講ずるものとする。

また、その遺骨及び遺留品は遺骨遺留品保管所等に保管する。

(3) 必要帳票等の整備

埋葬等を実施し、又は埋葬等に要する現品若しくは経費を支出した場合は、次の書類・帳簿等を整備、保存しておかなくてはならない。

ア 救助実施記録日計票

イ 埋葬台帳

ウ 埋葬費支出関係証拠書類

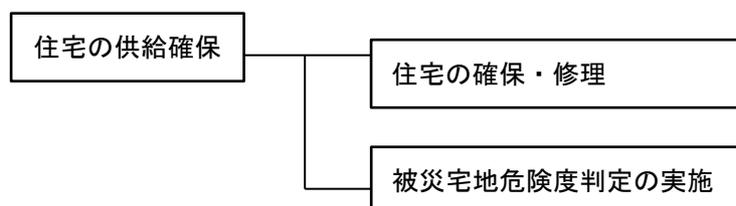
### 3 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

## 第10節 住宅の供給確保

災害時には、住居の浸水、全焼又は洪水による流失等が多数発生することが予想され、住居を喪失した住民を收容するための応急仮設住宅等の早急な設置が必要である。

また、一時損壊の住居も多数発生するので、応急修理を行うために必要な資材等の確保が急務である。このため、応急仮設住宅の建設等、被災者が居住可能な住宅を迅速に確保する。



### 第1 住宅の確保・修理

〔実施責任：建築課、地域福祉課〕

#### 1 応急仮設住宅の供給

##### (1) 実施者

ア 市長は、災害により住家が全焼、全壊又は流出し、自己の資力では住家を得ることができない者を收容する応急仮設住宅の供給を実施する。ただし、災害救助法を適用したときは知事がこれを行い、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、知事からの委任の通知により市長が行うこととする。

また、知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として市長が行うものとする。

イ 市長は次の方法について十分説明又は検討し、被災者ができるだけ自力で住宅を確保するように適切な指導を行う。

##### (ア) 住宅の確保

###### A 自力確保

- a 自費建設（被災者が自費で建設する）
- b 既存建物の改造（被災を免れた非住宅を自費で改造、模様替えして住居にする。）
- c 借用（一般民間の住宅（親戚等を含む）、アパート等を借りる。）

##### (イ) 住宅の応急修理

- A 自費修理（被災者が自費で修理する。）
- B 住宅金融公庫資金融資（災害普及住宅建設補修資金）

ウ 市で処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する

##### (2) 応急仮設住宅の建設

###### ア 建設の構造及び規模

災害救助法適用に際し設置する応急仮設住宅1戸あたりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その構造は組立式住宅及び木造住宅とする。

## イ 資材の調達等

### (ア) 組立式住宅

組立式仮設住宅の提供、建設に関する(一社)プレハブ建築協会等との協定に基づき、迅速な仮設住宅の確保に努める。

### (イ) 木造応急仮設住宅

- ① 木造応急仮設住宅に必要な資材供給の要請を木材関係団体等に行い、資材の供給を受ける。
- ② 建設については、地元建築関係団体等の協力を得て行う。
- ③ 労務資材に関する関係者との協定は、知事又は知事から災害救助法による救助に関する事務の一部を行うこととすることの通知を受けた市長が、地域ごとに災害に応じて締結するものとする。

### (ウ) 建設予定日

応急仮設住宅の建設は、災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。

## ウ 建設場所

市は、災害の規模及び種別等に応じ、速やかに用地確保ができるように、応急仮設住宅の建設予定候補地を把握しておくものとする。また、災害の規模及び種別に応じて、県と協議し適切な空き地に建設する。

### (3) 民間賃貸住宅の供給

市は、宅地建物取引業者等の情報を活用するなどし、民間賃貸住宅を確保し、迅速な住宅供給に努める。

### (4) 入居者の選定

#### ア 入居資格

次の各号の全てに該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。ただし、使用申し込みは一世帯1か所限りとする。

#### (ア) 住家が全焼、全壊又は流失した者

#### (イ) 居住する住家がない者

#### (ウ) 自ら住家を確保できない者

## イ 入居者の募集・選定

(ア) 入居者の募集計画は、被災状況に応じて県が策定し、市に住宅を割り当てるものとする。割り当てに際しては、原則として、市の行政区域内の住宅を割り当てるものとするが、必要戸数の確保が困難な場合には、隣接市町村相互間で融通しあうものとする。

住宅の割り当てを受けた場合は、被災者に対し募集を行う。

(イ) 入居者の選定は、高齢者・障害者・ひとり親世帯等の優先を原則として、生活条件等を考慮して市が行う。

### (5) 応急仮設住宅の運営管理

市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できる

よう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

なお、応急仮設住宅を供与できる期間は、竣工の日から2年以内とする。

## 2 住宅の応急修理

### (1) 実施者

ア 市長は、災害のため、住家が半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して、日常生活に欠くことのできない部分の住宅の応急修理を実施する。

ただし、災害救助法を適用したときは、知事がこれを行い、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、知事からの委任の通知により市長が行うこととする。

また、知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として市長が行うものとする。

イ 市のみで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

### (2) 応急修理計画

#### ア 処理の実施

地元建築関連団体等を活用するなどし、応急修理業者を確保する。

#### イ 資材の調達等

(ア) 木造住宅等の修理に必要な資材供給の要請を木材関係団体等に行い、資材の供給を受ける。

(イ) 労務資材に関する関係者との協定は、知事又は知事から災害救助法による救助に関する事務の一部を行うこととするこの通知を受けた市長が、地域ごとに災害に応じて締結するものとする。

## 3 公営住宅等の供与

市は、災害発生時において、市営住宅の空家の確保に努めるとともに、他の地方公共団体に空家の提供を求める。

災害により住家を滅失した被災者が公営住宅への入居を希望した場合、公営住宅の入居（公営住宅法第22条第1項に基づく特定入居又は地方自治法第238条の4第7項に基づく目的外使用）について、最大限の配慮を行うものとする。

また、災害により住家を滅失した被災者が、特定優良賃貸住宅への入居を希望した場合、特定優良賃貸住宅への入居（特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第7条第3号の規定に基づく入居）について、最大限の配慮を行う。

## 4 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

## 第2 被災住宅地危険度判定の実施

〔実施責任：建築課〕

宅地災害が発生した場合、速やかに被災状況を把握し、二次災害防止の措置を講じるため、被災宅地危険度判定士の登録者により、擁壁や斜面の亀裂等の被害状況を迅速かつ的確に調査し、宅地の危険度判定を実施する。

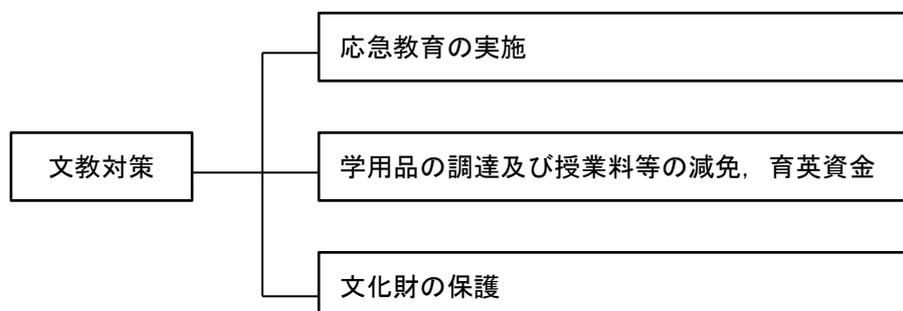
なお、被災状況に応じ、国、県、他市町村との協議・連携を図りつつ、相互協力・支援を行うものとする。

## 第11節 文教対策

災害時には、多数の児童生徒の被災が予想され、学校施設等も多大な被害を受ける。

また、学校施設等は、被災者の避難所として利用される所が多く、一部では長期化することも予想され、その調整も必要である。

このため、応急教育を実施するための教室や教材等を早急に確保する。



### 第1 応急教育の実施

〔実施責任：教育委員会〕

#### 1 文教対策の実施者

応急教育の対象	実施者
市立の学校	市教育委員会
県立の学校	県教育委員会
災害救助法が適用された場合におけるり災小・中・義務教育学校児童生徒に対する学用品の給与	知事の委任を受けた市長

#### 2 休校措置

- (1) 大災害が発生し、又は発生が予想される場合は、各学校長は市教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。
- (2) 休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を市防災行政無線その他の方法により児童生徒等及びその保護者に周知させるものとする。
- (3) 休校措置が登校後に決定し、児童生徒等を帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させ、必要に応じて集団下校、地区担当学校職員による誘導等適切な措置を行うものとする。
- (4) 地域の被災状況、道路の損壊等により下校させることが著しく危険であると判断した場合には、児童生徒等を下校させず学校で保護する。

#### 3 教室等の確保

##### (1) 施設の応急復旧

被害の程度により、応急処理のできる範囲の場合はできるだけ速やかに修理を行い、施設の確

保に努める。

- (2) 普通教室の一部が使用不能になった場合  
特別教室、屋内体育施設、講堂等を利用する。
- (3) 校舎の全部又は大部分が使用不能になった場合  
公民館等公共の施設又は最寄りの学校の校舎を利用する。
- (4) 応急仮校舎の建設  
(1)～(3)までにより施設の確保ができない場合は、応急仮校舎の建設を検討する。

#### 4 教職員の確保

- (1) 学校内操作  
欠員が少数の場合には、学校内において操作する。
- (2) 学校外操作  
学校内で操作できないときは、市教育委員会の意見を聞き、県教育委員会において教職員の確保の検討を依頼する。
- (3) 市の地域外操作  
市で操作できないときは、県教育委員会において災害地に近い他の市町村からの操作を行うものとする。これも困難な場合は、教職員の緊急募集等の方法を検討する。

#### 5 応急教育の留意点

- (1) 災害の状況に応じ、施設の確保、教材、学用品等の調達及び教職員の確保により、できるだけ応急授業を行うように努める。たとえば2部授業、分散授業の方法によるものとする。
- (2) 応急教育の実施に当たっては、次の点に留意して行う。
  - ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、児童生徒の負担にならないように留意する。
  - イ 教育場所が公民館等学校以外の施設による場合は、授業の方法、児童生徒の健康等に留意する。
  - ウ 通学道路その他の被害状況に応じ、通学等に当たっての危険防止を指導する。
  - エ 授業が不可能な事態が予想されるときは、児童生徒に対し、自習、勉強の内容・方法を周知徹底する。

#### 6 学校給食等の措置

- (1) 給食施設・設備が被災した場合、できるだけ応急措置を講ずる。
- (2) 原材料等が被害を受けた場合は、応急調達の措置を講ずる。
- (3) 衛生管理上支障のないよう十分留意する。

#### 7 学校が避難所となった場合の措置

学校等の教育施設において避難所が開設される場合、学校長等は避難所の開設等に協力し、次のような措置をとる。

- (1) 児童生徒等の安全確保  
在校中に発災した場合においては、児童生徒等の安全確保を最優先とした上で、学校施設の使

用方法について市と協議する。

(2) 避難所の運営への協力

避難所の運営については積極的に協力するとともに、できるだけ早い時期に授業が再開できるよう市教育委員会及び県教育委員会等との間で必要な協議を行う。

(3) 避難が長期化する場合の措置

ア 避難が長期化する場合、収容者と児童生徒がそれぞれ支障とならないよう指導する。

イ 避難が長期化する場合、給食施設は罹災者用炊き出しの施設として利用されることが考えられるが、学校給食と炊き出しの調整に留意する。

## 第2 学用品の調達及び授業料の減免、育英資金

〔実施責任：地域福祉課，教育委員会〕

### 1 教材，学用品等の調達，給与

(1) 教科書については，市教育委員会又は県立学校長からの報告に基づき，県教育委員会が一括して特約教科書供給所から調達する。

(2) 文房具，通学用品等については，市教育委員会又は県教育委員会において，それぞれ調達する。

(3) 災害救助法が適用された場合におけるり災小・中・義務教育学校の児童生徒に対する学用品の給与は，知事から災害救助法による救助に関する事務の一部を行うこととするこの通知を受け，市長が行う。

### 2 高等学校等の授業料等の減免，育英資金

高等学校生徒の保護者又は当該生徒が被害を受け，授業料の減免及び育英資金の貸与が必要であると認められる場合は，各学校長は，県立高等学校にあつては県教育委員会，市立高等学校にあつては，当該市教育委員会の承認を受けて授業料減免の措置を講じ，育英資金の貸与については，鹿児島県育英財団に特別の措置を講ずるよう要請する。

### 3 災害救助法による基準

災害救助法による基準は，第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

## 第3 文化財の保護

〔実施責任：歴史文化課〕

### 1 所有者，管理者の通報義務等

文化財に災害が発生した場合は，その所有者，管理者は直ちに消防署へ通報するとともに災害の拡大防止に努めなければならない。

## **2 被害状況の報告**

文化財に被害が発生した場合は、その所有者、管理者は被害状況を速やかに調査し、その結果を市指定の文化財については市教育委員会へ、県指定の文化財については県教育委員会へ、国指定の文化財にあつては、県教育委員会を経由して、文化庁へ報告しなければならない。

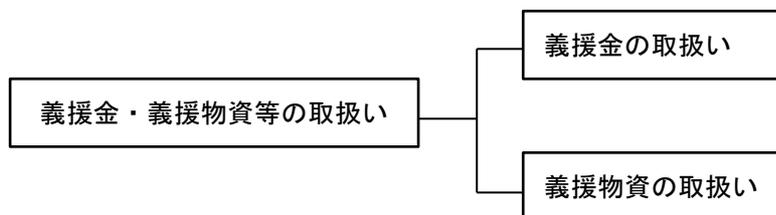
## **3 関係機関との協力**

関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じる。

## 第12節 義援金・義援物資等の取扱い

災害時には、市内外から多くの義援金及び義援物資の送付が予想される。

このため、寄せられた義援金及び義援物資を公正・適正に被災者に配分するとともに、義援金については、できる限り迅速な配分に努め、また、義援物資については、被災者の需要を十分把握し、必要とする物資の広報等に努める。



### 第1 義援金の取扱い

〔実施責任者：日本赤十字社鹿児島県支部，社会福祉協議会，会計課〕

#### 1 義援金の募集・受入れ

市は、県及び日本赤十字社鹿児島県支部，社会福祉協議会，県共同募金等関係機関と相互に連携を図りながら、義援金について、募集方法，送り先，募集期間等を定め，報道機関等を通じて国民に周知する。

#### 2 義援金の管理

市に送付された被災者に対する義援金は，会計班で受け付け，記録したのち厳重な管理をする。

#### 3 義援金の配分

会計班で受領した義援金は，関係する本部員で構成する配分委員会を設け，配分の対象，基準，方法，時期並びに必要な事項について決定し，公平かつ円滑に配分を行う。

### 第2 義援物資の取扱い

〔実施責任者：日本赤十字社鹿児島県支部，社会福祉協議会，地域福祉課，長寿支援課〕

#### 1 義援物資の募集，受入れ

義援物資の募集，受入れについては，県及び関係機関等の協力を得ながら，受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを十分に把握し，募集する義援物資のリスト，送り先，募集期間等を報道機関等を通じて国民に周知するとともに，現地の需給状況を勘案し，募集する義援物資のリストを逐次改定するように努める。

## **2 義援物資の保管**

市に送付された義援物資は、避難所収容班で受け付け、記録したのち保管する。

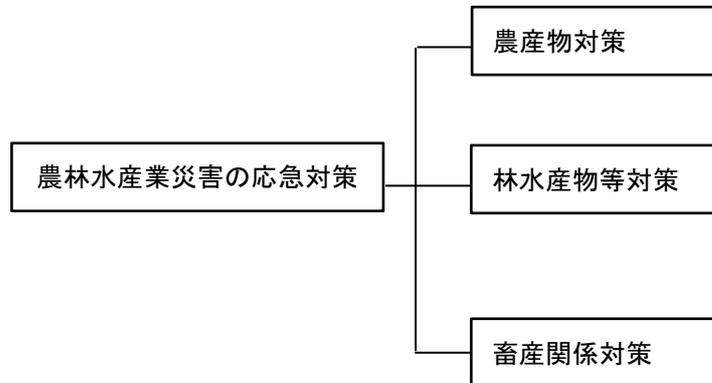
## **3 義援物資の配分**

避難所収容班で受領した義援物資は、関係する本部員で構成する配分委員会を設け、配分の対象、基準、方法、時期並びに必要な事項について決定し、公平かつ円滑に配分を行う。

## 第13節 農林水産業災害の応急対策

風水害時には、農林水産物及び家畜に多大な被害が発生することが予想される。

このため、農林水産物等の被害の拡大防止、被災地における家畜伝染病の予防、飼料の調達及び配分等の対策を実施する。



### 第1 農産物対策

〔実施責任：農産技術課〕

#### 1 事前・事後措置の指導

市は、災害による農産物の被害拡大を防止するために、各作物毎に事前・事後措置について、農家に対して実施の指導にあたるものとする。

#### 2 気象災害対策

気象災害対策については、県及び関係機関との緊密な連携のもとに、的確な状況の把握と対策指導の徹底を期するものとする。

対象作物	対象災害
(1) 水稻	風害, 水害, 干害, 寒害
(2) 大豆	風害, 水害, 干害
(3) そば	風害, 水害
(4) 甘しょ	風害, 水害, 干害, 寒害, 霜害, 潮風害
(5) たばこ	風害, 水害, 干害, 寒害, 降灰害, 霜害
(6) さとうきび	風害, 干害, 潮風害
(7) 野菜	風害, 水害, 干害, 寒害, 降灰害, 潮風害, 霜害
(8) 果樹	風害, 水害, 干害, 寒害, 降灰害, 潮風害, 霜害
(9) 花き・花木	風害, 水害, 干害, 寒害, 降灰害, 潮風害, 霜害
(10) 茶	干害, 寒害, 降灰害, 潮風害, 霜害

#### 3 病虫害防除対策

災害時における病虫害の対策は、次のとおりである。

- (1) 指導の徹底

病虫害防除対策については、県農政部各課、農業開発総合センター及び病虫害防除所と緊密な連携のもとに、地域振興局・支庁農林水産部・JA等が的確な状況の把握と防除指導の徹底を期するものとする。

(2) 農薬の確保

県経済連及び県内農薬卸売業者においては、病虫害の異常発生に備えて、常時ある程度の農薬を確保しているため、その活用を図る。

(3) 防除機具の整備

市及び関係団体等の保有する既存防除機具を有効かつ適切に使用するよう指導する。

(4) 集団防除の実施

災害地域が広範囲にわたり、かつ、突発的に発生する病虫害については、大型防除機具等を中心に共同集団防除を指導するとともに、必要に応じて関係機関と協議のうえ、ヘリコプター等による防除も実施する。

**第2 林水産物等対策**

〔実施責任：商工水産課，耕地林務課〕

**1 応急措置，事後措置の指導**

県及び市は、災害による林水産物等の被害の拡大を防止するために、被災林業家，魚家等に対して応急措置，事後措置の指導にあたるものとする。

**2 対象作物等及び対象災害**

応急措置，事後措置の指導を行う対象作物等及び対象災害については、次のとおりである。

(1) 林産物

対象作物	対 象 災 害
(1) 苗畑	干害，降灰害
(2) 造林木	干害，風害，潮害
(3) たけのこ専用林	風害，水害，干害
(4) しいたけ	干害，降灰害

(2) 水産物

養殖魚類対策

台風等の際の養殖魚については、餌止めを行うなど過度なストレス負荷を与えないように適正な養殖管理を指導する。

### 第3 畜産関係対策

[実施責任：農産技術課]

#### 1 防疫体制

被災地における家畜伝染病予防上必要な措置は知事が行うものとし、必要な家畜防疫員が動員できるよう、各家畜保健衛生所ごとに次のような体制を整備する。

##### (1) 防疫体制

家畜保健衛生所長	衛生課 (衛生課長)	ア 被害状況の調査に関する事。 イ 家畜衛生車の配車に関する事。 ウ リ災家畜の衛生管理に関する事。
	防疫課 (防疫課長)	ア 防疫業務に関する事。 イ 家畜防疫員に関する事。 ウ 防疫器具薬品の調達に関する事。

##### (2) 家畜防疫員の配置

災害発生時の応急対策に、家畜防疫員を下記のとおり配置する。

地区	家畜保健衛生所名	衛生所職員数	市町村団体委嘱	県出先機関※
			第1次	第2次
南薩	南薩家畜保健衛生所	9		19

※県出先機関：農政部及びくらし保健福祉部出先機関の家畜防疫員数

#### 2 畜舎の消毒

家畜伝染病の発生・まん延防止のため、必要に応じ、畜舎の消毒を次のように実施する。

##### (1) 実施主体

家畜保健衛生所、指宿市農林技術協会

##### (2) 実施の方法

県は災害時に家畜防疫車を派遣し、不足する場合は、県家畜畜産物衛生指導協会の動力噴霧器を使用し、市本部はこれに協力する。

##### (3) 家畜防疫車常設場所

鹿児島中央家畜保健衛生所

##### (4) 消毒薬品

南薩家畜保健衛生所の備蓄分を利用し、不足する場合は県畜産課の交付を受ける。

#### 3 飼料の確保

災害時の緊急を要する飼料は、次の機関を指定し、必要量を確保する。

- ・ 鹿児島県経済農業協同組合連合会
- ・ 一般社団法人鹿児島県配合飼料価格安定基金協会
- ・ 鹿児島県酪農業協同組合
- ・ 薩州開拓農業協同組合

#### 4 緊急電力の確保

次の機関への送電は、研究試料及び栄養食品の保管並びに家畜防疫上緊急を要するので、九州電力と緊密な連絡を保ち確保を図る。

予防液医薬品保管施設	南薩家畜保健衛生所
------------	-----------

#### 5 家畜管理の指導

指宿市農林技術協会において、災害発生に伴う一般管理を指導するが、状況に応じて農業開発総合センター畜産試験場、地域振興局・支庁農林水産部から職員の派遣を依頼し指導にあたる。

## 第4章 社会基盤の応急対策

電力、ガス、上下水道、通信などのライフライン関係施設や道路、河川等公共施設及び鉄道、船舶等の交通施設等は、都市化等の進展とともにますます複雑、高度化し、災害による一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがある。

本章では、このような社会基盤の応急対策について定める。

### 第1節 電力施設の応急対策

風水害時には、風雨等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活に多大な支障が生じるので、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。

このため、市は、九州電力株式会社が電力施設の防護、復旧を図り、早急な電力供給の確保を図るための応急計画に協力し、早急な電力供給の確保を図る。



#### 第1 広報活動

〔実施責任：市長公室、危機管理課〕

##### 1 市の広報活動

市は、電力事業者と協力し電力施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施するとともに、感電事故及び漏電等による出火を防止するため、住民に対し次のような注意喚起を行う。

- (1) 垂れ下がった電線に絶対触らないこと。
- (2) 浸水家屋については、屋内配線、電気器具等の使用について危険な場合が考えられるので、絶縁測定などで安全を確認のうえ使用すること。
- (3) 外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。

##### 2 情報の収集、連絡

災害が発生した場合は、一般情報や電力業者からの電力施設等の被害状況及び復旧状況等の情報を迅速、的確に把握・収集するとともに、防災関係機関との相互情報連絡に努める。

##### 3 電力施設被害状況等の広報活動

市は電気事業者等に対し、災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況についての広報を行うとともに、公衆感電事故、電気火災を未然に防止するため広報活動を行うよう依頼する。

なお、広報については、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて行うほか、ホームページ・携帯電話サイトによる情報発信及び広報車等による直接当該地域への周知を行う。

## 第2節 ガス施設の応急対策

風水害時には、ガス施設の流失や浸水等の被害、また、プロパンガスについても埋没や流出等により、供給停止やガス漏れ等による避難が予想される。

このため、早急に施設の復旧を行い被災地に対しガスを供給するとともに、ガス災害から住民を保護する。

また、市は、二次災害の発生を防止するため、ガス事業者の実施する災害応急対策について協力する。



### 第1 広報活動

〔実施責任：市長公室、危機管理課〕

#### 1 市の広報活動

市は、ガス事業者と協力しガス施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施するとともに、再開時の事故を防止するため、住民に対し次の事項を十分周知する。

- (1) あらかじめ通知する管内検査及び点火試験の当日は、なるべく在宅すること。不在の場合は、前もって営業所に連絡すること。
- (2) 点火試験に合格するまでは、ガス器具を使用しないこと。
- (3) 使用後に異常を発見した場合は、直ちに使用を中止し、バルブを閉めた後、営業所及び消防署に連絡すること。

#### 2 情報の収集、連絡

災害が発生した場合は、一般情報やガス業者からの電力施設等の被害状況及び復旧状況等の情報を迅速、的確に把握・収集するとともに、防災関係機関との相互情報連絡に努める。

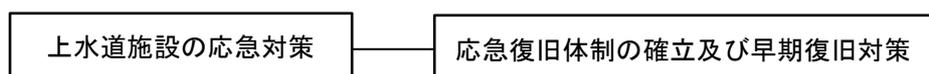
#### 3 ガス施設被害状況等の広報活動

市はガス事業者等に対し、災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合は、社会不安の除去のため、ガス施設被害状況についての広報を行うとともに、二次災害を未然に防止するため広報活動を行うよう依頼する。

### 第3節 上水道施設の応急対策

災害時には、水源、浄水場の冠水や道路決壊、崖崩れ、橋梁の流失等に伴う配水管の損壊等が多数発生し、給水停止による住民生活への支障はもちろん、特に初期の緊急医療活動等に多大な支障が生じる。

このため、重要度及び優先度を考慮した水道施設の迅速な防護、復旧を図るとともに、安全な水道水を供給する。



#### 第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

〔実施責任：水道課〕

##### 1 応急対策要員の確保

水道事業者は、災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、非常配備における動員体制について人員編成計画を作成する。

なお、災害の状況により人員が不足する場合は、市指定給水装置工事事業者等に協力を求めて確保する。

##### 2 応急対策用資機材の確保

水道事業者は、応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を常備する。

なお、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、他の水道事業者等から緊急に調達する。

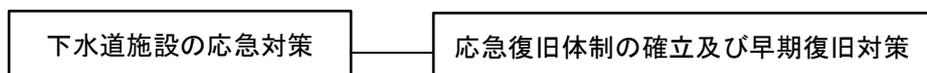
##### 3 応急措置

- (1) 災害発生に際しては、施設の防護に全力をあげ、被災の範囲をできるだけ少なくする。
- (2) 施設が破損したときは、破損箇所から有害物等が混入しないよう処理するとともに、混入した恐れがある場合は、直ちに給水を停止し、水道の使用を中止するよう住民に周知する。
- (3) 配水管の幹線が各所で破損し、漏水が著しく給水を一時停止することが適当と考えられる場合は、配水池からの送水を停止し、破損箇所の応急修理を行う。
- (4) 施設に汚水が侵入した場合は、汚水を排除した後、施設の洗浄・消毒を行い、水の消毒を強化して給水する。
- (5) 施設が破損し、一部の区域が給水不能となったときは、他系統からの応援給水を行うとともに、施設の応急的な復旧に努める。
- (6) 施設が破損し、全域的に給水不能となったときは、施設の応急的な復旧に全力をあげるとともに、他の市町村から給水を受けるための給水車の派遣等、飲料用の最低量の確保に努めるほか、給水場所等について住民への周知を徹底する。

## 第4節 下水道施設の応急対策

風水害時には、マンホールの損壊や汚水管の流失等の被害が発生し、住民生活への支障はもちろん、長期化すればし尿処理に多大な支障が生じる。

このため、迅速かつ的確に下水道施設の防護、復旧を図り、早期に供用を再開する。



### 第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

〔実施責任：水道課〕

#### 1 応急対策要員の確保

下水道事業者は、災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、非常配備における動員体制について人員編成計画を作成する。

なお、災害の状況により人員が不足する場合は、市指定工事店等の協力を求めて確保する。

#### 2 応急対策用資機材の確保

下水道事業者は、応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を常備する。

なお、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、市指定工事店等から緊急に調達する。

#### 3 応急措置

- (1) ポンプ場・処理場において、停電のためポンプの機能が停止した場合、非常用発電機及びディーゼルエンジン直結ポンプにおいてポンプ運転を行い、排水不能の事態が起こらないよう対処する。
- (2) 各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。
- (3) 工事施工中の箇所においては、請負者に被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに、必要に応じて現場要員、資機材の補給を行わせる。

#### 4 復旧対策

##### (1) ポンプ場・処理場

ポンプ場・処理場に機能上重大な被害が発生した場合は、揚水施設の復旧を最優先とする。

また、雨水貯留池等へ汚水を貯留する等の措置を検討する。

これらと平行して各施設の損壊箇所を直ちに処置し、流下機能の確保と機能の回復を図る。

##### (2) 管きょ施設

管きょ施設は、管の継ぎ手部のズレ、ひび割れなど被害箇所から土砂が流入し、管きょの流下能力が低下することが予想されることから、管きょ施設の点検を行い、被害の程度に応じて応急復旧を実施する。

### (3) 下水道施設の復旧計画

被害が発生したときは、主要施設から漸次復旧を図る。復旧順序については、処理場、ポンプ所、幹線管きょ等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管きょ、ます・取付管の復旧を行う。

## 第5節 電気通信施設の応急対策

災害時には、風雨等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に初動期の防災関係機関の情報収集・伝達等に多大な支障が生じる。また、災害時における通信の途絶は、情報の不足からパニック発生の恐れを生じるなど、社会的影響が大きい。

このため、市は西日本電信電話株式会社による電気通信施設の防護、復旧対策に協力するとともに、早急に通信を確保に努める。

電気通信施設の応急対策

応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

### 第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

〔実施責任：西日本電信電話株式会社、関係機関〕

市は、西日本電信電話株式会社が行う、次の対策に協力する。

#### 1 緊急通話、重要通話の確保

- (1) 被災地の通信確保を図るためには、治安、救援、気象、地方公共団体等機関の重要な通信回線の早期復旧を図る。
- (2) 災害発生時には、通信の疎通が著しく困難となることから、臨時回線等を作成し、通信の確保に努める。

#### 2 特設公衆電話の設置

災害発生時に、避難所等を中心に、無料特設公衆電話を設置する。

#### 3 情報提供等

- (1) 通信の被災と復旧状況をタイムリーに情報提供できるよう努める。
- (2) 発災時、電話が輻輳しても、「被災者の安否情報の伝達」、「お見舞い情報の伝達」等を可能とするボイスメール等のシステム提供に努める。

#### 4 公衆電話の停電対策

停電時においても、街頭公衆電話等が使用不可とならないよう対策を講ずる。

## 第6節 道路・河川等の公共施設の応急対策

災害時には、道路・河川・港湾・漁港等の公共施設に多大な被害が予想される。これらの施設は、緊急輸送の実施等応急対策活動を実施する上で大変重要な施設である。

このため、速やかに被災状況の情報収集を行い、迅速かつ的確に、緊急度、優先度を考慮して施設の復旧に努める。



### 第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

〔実施責任：商工水産課，耕地林務課，土木課，関係機関〕

#### 1 道路・橋梁等の応急対策

##### (1) 災害時の応急措置

実施機関	応急措置
県・市	道路・架橋の被災状況を速やかに把握するため、ライフライン占有者、建設業者等からの道路情報の収集に努めるとともに、市及び県等はパトロールを実施する。これらの情報により応急措置を講じるとともに、必要に応じて迂回路の選定を行い、可能な限り復旧予定時期の明示を行う。 また、災害の程度によっては「大規模災害時における応急対策に関する協定書」等に基づき協力要請を行う。
九州地方整備局	被災状況を速やかに把握するため、事務所、出張所においては、パトロールカーによる巡視を実施する。また、道路情報モニター等からの情報の収集に努める。これらの情報を基に、必要に応じて巡回道路の選定、その誘導等の応急措置を行い交通路の確保に努める。
西日本高速道路株式会社	災害が発生した場合には、速やかに同社の防災業務要領の定めるところにより、災害対策本部を設置して、社員等の出勤体制を確保し直ちに災害応急活動を行うものとする。 また、災害発生後、必要に応じて、警察当局と協力して交通規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板及び西日本高速道路視のパトロールカー等により情報を提供するなどして通行車の安全確保に努める。

##### (2) 応急復旧対策

実施機関	応急復旧対策
県・市	被害を受けた道路は、速やかに復旧し、交通の確保に努めるものとする。特に、「緊急輸送道路」を最優先に復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。 また、災害の程度によっては「大規模災害時における応急対策に関する協定書」等に基づき協力要請を行う。
九州地方整備局	パトロール等による調査結果等を基に、被害状況を把握し、速やかに応急復旧工事を行い、道路の機能確保に努める。 また、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合又は県の区域の境界に係る場合においては、県に

	<p>代わって自ら指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により支援を行う。</p> <p>さらに、重要物流道路及びその代替・補完路について、県又は市から要請があり、かつ当該県又は市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して実施に高度な技術又は機械力を要する工事であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、県又は市の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。</p>
--	--

## 2 河川・砂防・港湾・漁港等の応急対策

### (1) 海岸保全施設

海岸保全施設が洪水・高潮等により被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

### (2) 河川管理施設

洪水・高潮等により堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

また、国（国土交通省）及び独立行政法人水資源機構は、知事が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は二級河川における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、知事から要請があり、かつ県の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実地に高度な技術力又は機械力を要する工事（独立行政法人水資源機構の場合は、これらに加え、水資源開発水系内の河川管理施設に係るものであって、当該水資源開発水系における水の安定的な供給の確保に資するものに限る。）を知事に代わって行うことが適当と認められるとき（国にあっては、その事務の遂行に支障のない範囲である場合に限る。）は、知事に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、知事に対する支援を行う。

### (3) 港湾・漁港施設

洪水・高潮等により水域施設、外郭施設、けい留施設等の港湾・漁港施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

### (4) 砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

土石流、地すべり、がけ崩れ等により砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。